

平成27年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成27年9月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員  
 1番 北村五十鈴  
 2番 稲垣 誠亮  
 3番 栢木 進  
 4番 岩井智恵子  
 5番 中塚 尚憲  
 6番 山本 剛  
 7番 太田 健一  
 8番 野並 享子  
 9番 東郷 正明  
 10番 上杵 種雄  
 11番 欠 員  
 12番 市木 一郎  
 13番 丸山 敬二  
 14番 鈴木 市朗  
 15番 矢野 隆行  
 16番 梶山 幾世  
 17番 河野 司  
 18番 坂口 哲哉  
 20番 立入三千男

不応招議員 19番 高橋 繁夫

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長 選挙管理委員会書記長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
教育部長	澤 嘉彦	政策調整部次長	瀬川 俊英
総務部次長	寺田 実好	環境経済部次長	竹中 宏
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長（梶山幾世君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は18人、遅参議員1人であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（梶山幾世君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第14番、鈴木市朗議員、第15番、矢野隆行議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（梶山幾世君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

それでは通告第9号、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 皆さん、おはようございます。それでは、今日は、まず最初に青年労働者の仕事と生活についての質問をします。

2014年11月の連合調査では、自分の働いている企業はブラック企業と考えている労働者は26.9%と4人に1人とされています。それらの理由は、仕事に見合わない低賃金や長時間労働、有給休暇がとれないなどとなっています。

ところが、安倍政権は、これらを改善するどころか、企業が世界で一番活動しやすい国

づくりと言っていますが、その中身は、労働者派遣法や労働基準法の改悪を行い、ブラック企業野放しの国へ突っ走ろうとしています。まさに、企業にとっては天国の国であり、労働者にとっては地獄と言わざるを得ません。

労働者派遣法で問題となるのは、派遣労働者への置き換えを禁止する担保だった受け入れ期間期限を事実上なくして、大原則である常用代替えの禁止、臨時的、一時的働き方を根本から覆してしまうことです。このような派遣法改悪案は、正社員を派遣社員に置き替える常用代替えが進み、生涯派遣社員として働かされる派遣先企業のための派遣利用促進法案であります。将来にいい夢を描くことができないこのような派遣法案に対して、どのように思われますか、答弁を求めます。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 議員の皆さん、おはようございます。

東郷議員の、青年労働者の仕事と生活の中の労働者派遣法案につきましてお答えを申し上げます。

雇用対策は国の責務であり、労働者派遣法案につきましては、派遣の恒久化が進む可能性がある一方で、直接雇用が増加する可能性もあるなど、見方により違いがあると認識しています。

以上、お答えといたします。

○議長（梶山幾世君） 東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 5月議会でもこの雇用対策のことを聞き、またそのときも国の責務であり、直接雇用も進むというようなことも言われました。

しかし、今、この国の責務と言われますけれども、やはり企業にとってはますます雇用法の抜け穴から、派遣社員を、人を置き換えればさらに永遠に派遣社員として働かせるような法案。それは直接雇用と言われても、やっぱりそういう方向に進まないのではないかと思います。

前は部長に答えていただきましたが、今回もその認識はちょっとも変わっていないというふうに思いますが、やっぱり国の責務ということで終わってしまったのは、この野洲市内で働く労働者の雇用状況は何も変わっていかないと思いますけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 市におきましては、7月に市内の方の企業に訪問する

ときがございます。今年度も137社、従業員10名以上の企業でございますけれども、班員数で67班、133名の職員が各企業に訪問し、公正な採用選考、あるいは人権啓発の推進につきまして訪問させていただいたところがございますが、あわせてそのことも企業の方をお願いしたところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 今137社訪問して、そういう企業への指導の訪問もしていただいているということですが、やっぱり今、全国では正規の従業員は3,345万人、これは前年度同月に比べたら21万人の増加となっております。それで、非正規の職員は今1,970万人ぐらい全国で、それは前年度に比べると34万人非正規がふえています。やっぱり、正規の職員になれる人よりも、非正規雇用がますますふえている実態であると言えます。

こういう状況から、野洲市でさらに派遣とか、そういうバイト、ブラック企業をなくすために、しっかりと指導を求めていただきたいと思います。

今回、共産党野洲委員会で市内の労働者から仕事と生活の実態調査アンケートを行いました。回答では、非正規雇用の20代、30代の青年を中心に、多くの切実な実態や要望が私のところに寄せられました。

まず1人目ですが、36歳で男性の派遣社員です。派遣先には労働組合がない職場です。職場での不満は、賃金が安い、年休がとれない、労働時間が長いと答えられています。週50時間ぐらい働いておられますが、ほぼ毎日2時間ぐらい残業されており、手取り額は18万円強ということです。この方は、派遣社員であることから、医療や失業給付金、年金など、主に社会保障制度に将来の不安を持っておられます。

2人目は23歳の男性です。雇用形態はパートで、時給は800円。この方も週に50時間ぐらい働いています。手取り額は約19万円ですが、パートであるため、有給休暇もなく、いつ雇用を打ち切られるか、常に不安を持っています。正社員の仕事につきたいと思っているんですが、正規雇用につけないため、現在はパートで働いておられ、将来がとても不安ですと答えられています。

3人目は30歳の男性で、この方は正社員なんですけれども、しかし、手取り額は16万円です。賃金が安い、休みが少なく、有給休暇がとれない、労働時間が長く、人手が足りない、交通費や制服代等が自己負担と答えています。驚くことに、1週間に80時間ぐ

らい働いているということで、残業代も支払われていないと答えられています。しかも、会社には労働組合がなく、労働者の声が届かない環境に置かれています。

以上、幾つかの雇用実態を紹介しましたが、いずれも深刻な実態です。雇用の身分、収入など、これでは仕事への誇りや意欲、生活や将来の展望など持てるわけがありません。野洲市でも青年労働者がこのような実態に置かれています。改めて認識をお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 特に、将来を担うべき青年労働者につきましては、本人の選択が優先されるものですが、若者の非正規雇用よりも正規雇用が望ましいものと認識しております。

○議長（梶山幾世君） 東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 雇用で本人の選択のあれということではありますが、やっぱりなかなか現実正社員への道が難しい。やっぱり高校や大学を出ても本当に4割の方が非正規雇用で働いているというそういう状況であります。本当に、そういう認識とかそういう選択ができると言いますが、やっぱりその選択できないのが今の実態であると思います。

これは派遣労働者の年度別推移です。労働者派遣は1985年に5年法によって専門的力量が必要とされる13業種につき例外的に公認されました。しかし、その後、1996年には26業種に拡大されて、1999年には原則自由化されています。2004年には、単独労働者であるので、法外的に禁止されていた製造業にも解禁されました。パネルを見ていただくとわかりますように、法改正を行われるごとに数がふえています。まさに派遣労働者のみならず、非正規労働者が景気の調整弁に使われているということがわかると思うんです。

派遣労働者が格差社会の元凶であるとの批判を受け、政権交代も進んで、日雇い派遣禁止の法律が成立しましたが、この法律は紙の上では効果は上がっていないということがこのグラフで見るとれます。

このときに抜け穴があって、派遣業者が企業に直接紹介して、1日契約とか直接雇用をしたことにより、この改正が効果を得ていません。

次に2枚目のパネルですが、これは正規雇用と非正規労働者の賃金格差ですが、中学校、高校を卒業されて、最初に就労されたころは2万円ぐらいの差なんですけれども、これが20歳から25歳では3万円になり、結婚適齢期に入る25歳から30歳では4万8,0

000円、さらに30歳から35歳では7万2,000円と格差が広がっています。子育て世代と言われる35歳から40歳、さらに45歳になりますと11万、そして15万とさらに格差が広がっているのがわかります。正規労働者は、就労してから50歳過ぎまでは賃金が少ないながらも上昇をしているんですけども、非正規労働者の賃金は32歳ぐらいからもう横ばいか、または下がっています。50歳過ぎでは、正規労働者の39万9,000円に対して、非正規労働者は19万1,000円と格差は21万円まで広がり、本当に格差社会となっている現状です。正社員は年齢を重ねるごとに賃金は一定の割合で右上がり上昇、安定した収入が期待できるんですけども、非正規はフラットに近い状態で上昇がなく、正規と比べると約半分になっています。正規の労働者は、ボーナスもありますが、非正規労働者はボーナスが出ても金一封か、また全く出ないところも少なくはありません。

また、グラフには出てこない正規と非正規の差があります。福利厚生です。正社員であれば形式的なものだけでなく、目に見えない形の報酬やサービスを受けることができます。正社員には社会保険費用は会社と労働者の折半になりますが、非正規はそうではありません。各種手当支給、住宅手当、通勤手当など、非正規では出ないところもあります。正社員であれば、責任ある仕事に携わることもでき、スキルアップにもつながりますが、非正規は単純労働が多く、誰でもできる仕事を担当する割合が多いため、スキルアップにつながらない例が多いという調査が出ています。

ほかにも、社会的信用という点でも社会の見る目も変わります。収入の安定しない非正規労働者の結婚率は、正規労働者に比べれば低く、非正規のものでは当たり前の幸せさえ描きにくいのが現実です。

正規と非正規の全労働者で年収を比較しますと、年収差は年間299万6,000円と300万円くらいの差があります。このパネルにはありませんが、男女別の生涯賃金では、平成24年度の総務省の調査で、正規雇用の男性の生涯賃金は1億7,801万2,400円ですが、非正規労働者では9,855万2,400円で、生涯8,000万円もの違いがあります。これは女性の正規労働者では1億3,052万8,400円で、非正規ですと7,692万7,800円で、5,360万ぐらいの格差があります。このように、本当に正規と非正規では格差があります。

これは総務省の2013年労働力調査なんですけども、これでいきますと、中学校、高校を出て、最初、15歳から24歳までは33.3%、約3人に1人、そして25歳から

34歳までの方ですと39.8%、4割の方が非正規となっています。35歳から44歳でも37.5%もあり、45歳から54歳でも35.5%です。これは、本当に若い方が25歳から34歳のこういう方がずっといかれたら、これから正社員を非正規社員に置き替えるということも、そういうリスクがあつて、本当に全部非正規にされてしまうということもあります。

また、せっかく正社員で雇用されても、転職すれば、正社員に戻るといのはなかなか難しいんです。僕らの時代だったら、会社を退職しても、それなりに仕事が見つかって、正社員として働くことができたんですけども、今、近所の大学を出られた方でも仕事がなく、バイトとかそういうのをしておられます。これは、やっぱり派遣法でさらに改悪されようとしている。永遠に非正規雇用で働かせる道になると思うんです。これでは青年労働者が将来に夢が描けませんし、市内の労働者がこんなことでは税収も入りませんし、市町も活発化しません。行政としての認識をお尋ねします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 今、長々ど質問いただきましたけれども、通告に書いてございませんので、お答えすることはできません。

○議長（梶山幾世君） 東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 質問書にないということですが、やっぱりそういう現実というのがありますので、やっぱり1人でも2人でも正社員への道が進められるよう、またこれまでも市内企業に対して雇用を求めておられますが、そういったことをさらに進めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは2つ目の質問に入ります。農業と食の安全を求めるTPP協定撤回を。TPPについて質問します。

7月末に行われた大筋合意に至らなかったハワイでの環太平洋連携協定、TPPの閣僚会議では、日本側が示した米輸入など、TPP交渉での重要5品目等の譲歩案は、国民の利益を大きく損なうものであります。日本が出したとされる譲歩案は、牛、豚肉関税の段階的引き下げに加えて、米を米国から7万トンを上限に輸入するというもので、農業生産者は米価暴落の中で、それこそ必死の努力をされています。しかも、これまで政府は毎年8万トンの米が余ると言ってきました。交渉参加の中で、日米の強引さを批判する声が上がっており、今回の交渉で大筋合意できなかったのは、多国籍企業の利益を優先するTPP交渉に批判が強まり、矛盾が広がったからと言えます。本市農業と食の安全を守るため

には、T P P交渉からの撤退を国に対して求めるべきと考えますが、答弁を求めます。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

東郷議員のT P P交渉に関するご質問にお答えをいたします。端的な答えからいえば、市民、あるいは農業者、あるいは中小零細企業者の皆さんに有利な形で解決できるよう望んでいます。

撤退を要望するという事までは考えていません。撤退して問題が済むのであれば撤退したらいいんですけれども、撤退、撤退と言われてはいますけど、撤退して問題が済むものではないと私は思います。それと、後で野並議員もご質問になると思いますけれども、これは安全保障の一環なわけです。前回もお答えしたと思うんですけれども、いわゆるハードパワーとソフトパワー。だから、武力でやり合っているよりは経済交渉でやったらいい。ただ、やはりいわゆる国民の利益を損なうような形はだめなので、ここできちっと日本に有利というよりは、国際間で後世に解決されるようになる方を望むべきで、撤退して済むのであればそれまでですけど、そういうものではないので、粘り強く今言ったような形で解決されることを望んでいます。

お答えといたします。

○議長（梶山幾世君） 東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 2013年の11月議会でもT P P撤回を求める質問を市長にしました。そのときは、既に交渉に参加しているので、戦略的にきちっととるべきと、公正な交渉を期待するというふうにおっしゃいました。公正なといっても、今この交渉の中で日米が抜きん出た場合のみになって交渉が進められています。

このT P Pに関しては、今、政権与党の自民党さんはT P P反対、ぶれない自民党でポスターに書いておられたんです。撤退するのはやっぱり本筋だと思います。そして、やっぱり今、交渉状況においても重要5品目をはじめとするべきものにとって、守るべきものは守ると言っていますけれども、やっぱり交渉自体が本当に秘密裏で行われていますし、そういう状況で本当に公正な交渉が行われるかどうか疑問なんですけれども、もう一度認識をお聞きします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何回でも同じことを聞いていただいているんですけれども、前回もおっしゃって、私同じ答えをしていると思っています。

秘密交渉はよくないんですが、秘密にならざるを得ない部分もあります。それと、過去に関連大臣が情報を持ったアメリカ並みに公開したらいいんじゃないかと言って、そのときにも、日本とアメリカでの公開度は違うんですけども、ご承知のように、あのとき結局尻つぼみになったように、日本の制度に問題があるんですね、これに関しては。日本の制度に情報の開示の。だから、そういうところも含めてきちっと押さえていかないといけないので、私、全然これに権限もないし、東郷議員と同じ情報しかありません。決してこれがいいと思わないけども、じゃあ、なぜこのＴＰＰ交渉が今あるのかということ。さっきも何回も言ったように、撤退して済むものではなくて、複雑な国際関係の中で、武力でやるんじゃなしに経済力でやると。それを一応パネルを設けてやっているわけですね。当然、よくも悪くもパワーポリティクスの中でなっているので、経済力とかさまざまな力の中で有利、不利があるけれども、いずれにしても関係国が会してやっている。個別交渉もやっていますけども。そこはやはり今、冒頭で申し上げたように、公平に、公正に、可能な限り透明性を保ってやってもらうということしかお答えはできないと思います。

むしろ、反問しませんけど、東郷議員が、じゃあ撤退した後はどうしたらいいかということを持った上でやらないと、私、全然迫力がないと思うんですけど。

以上、お答えとします。

○議長（梶山幾世君） 東郷正明議員。

○９番（東郷正明君） 日本の国会では、衆参両院の農林水産委員会で重要５品目は除外または再協議を決議しているが、交渉内容を明らかにしないままＴＰＰ交渉が早期妥結優先で前のめりになっています。

今年の６月３０日に、衆議院本会議において農協潰しの農協改革関連法案が自民党、公明党、維新の賛成で可決し、国会審議は参議院に移って、２８日の参議院本会議で成立しましたが、ＴＰＰ交渉の動きとともに、安倍政権による農業、農協改革の狙いがＴＰＰに反対するＪＡ、全中農業協同組合外しと同時に、市場化導入で地域から人も経済も奪うものであるというふうに、これまでも農協改革についても聞きましたが、改めて答弁を求めます。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ＴＰＰと絡めての農協改革のご質問にお答えをいたします。

これも前ご質問いただいたと思うんですけども、農協改革といいますか、国が改革としてやっていることについて、全て問題があるというわけではないと思いますが、プラス面

からいえば、競争性が働くとか地域農協の自主性が働くという面はあると思います。今、全中でかなりのことを縛っていますから。そういう意味では、今言ったメリットはありません。

ただ、前も申し上げたように、今回の動き、改革が農協の自主的なものではない。受け身的になっている。これはやはりよくない。かといって、じゃあJAと言いますが、JA側に自主的な動きをとり得る姿勢があったかどうかとも問われないといけないと思っています。要するに、メリットはあるけれども、問題点、やはりこれまでのような地域に沿った農業支援ができるのかどうか、日本の実情に沿った農業をきちっとJAがサポートできるのかどうか、そういったところは疑問に思います。どちらも何か乱暴なやり方ではないかなというふうに思っています。

法律ができたので制度は決まっていますし、JAの会長も新しく選ばれていますから、そこできちっといい方向へこれから制度内でやっていただくのと、地元のJAについても同じような問題を抱えています。正直言って同じ問題を抱えていると思うので、これはこれで、対農家と、ここでしたらおうみ富士農協の中でもっと透明感、あるいは前向きな施策をやっていただきたいなど。できるだけやはり具体的な現状に即して議論しないと、ここは野洲市議会ですので、国会じゃないので、ぜひそういうご質問も合わせてしていただければと思います。

以上、お答えとします。

○議長（梶山幾世君） 東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） この改革が、市長もおっしゃいましたように農協とかそういう自主的なところから出ていなくて、官邸主導で改革が進んでいること、改革自身は必要だと思いましたが、やっぱりそうした官邸主導の改革では、今この農業委員会制度の骨抜きとか企業の農業、農地支配が一層進んでいくと思うんです。それではやっぱり野洲市の農家も守れなくなるし、今でも農家の担い手とか、本当に少ないんです。僕の住んでいる集落でもほとんどの方が農家だったんですけども、今8軒ぐらいですか、4、5年したら担い手がなくなるようなことを聞いています。そういう現状で、野洲市の農家と、そして食の安全を守るために、このTPPとか農協改革はやっぱり暮らしを脅かしていくと思うんです。やっぱり市の農業というか、そういう担い手とか、育てられる農家にしていくための施策とか何か考えておられたらお聞きします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君）　これは通告から全然外れていると思うんです。市の農業施策ですよ。表題は「農業と食の安全を守るTPP協定撤回を」という表題で、それに絡めて農協改革。野洲市の農業施策についてというのは、このルールでいくと、議会のルールでいくと、お答えしたら、私、違反することになるんですけど、誘われて。赤信号で向こうの人が渡れるよ渡れるよと言われて、何か私は赤信号渡らないつもりなんだけど、誘われて渡っていったら、私も交通違反になるのと一緒なんですけどね。

お答えすれば、野洲市の場合は早くから農業振興計画つくっていますし、そしておともたまたまそこで青年農業者クラブのメンバーに出会って、頑張っているなというので聞きました。野洲市の場合、新しい世代の人たちが新規に、後継者もそうですし、新規に農業に取り組んでいます。それと、一昨年は議員の皆さんもご理解いただいたので、米価の急激な下落に支援をいたしました。まだまだこれから一緒にいろんな取り組みをしようということで、私、JAもそうですし、農業関係の会合は全部出ています。決して悲観することはない。ほかの産業も厳しいんですから、やはり今1億2,000万の国民相手、野洲市でも5万人、私たちはやはり毎日農産物に支えられて生活しているわけですから、安全でおいしい農作物をつくっていただくということをきちっと支援をすればいいわけで、今、一言で何かと言われたら、そんな簡単に言えるはずはないんですが、農業は絶対大事なので、一緒にいい方向に取り組みたい。

ただ、現実を見ないといけませんね。米価はかつての3分の1になっているわけですね。そして、まだ減反は続けられている。そして、少子高齢化で、さっきもおっしゃったように米だけでいえば、年間7万から8万トンの需要がなくなっていくということがあるわけです。だから、前から言っていますように、TPPも大変だけど、TPPがなくても日本の農業は危機的状態に置かれています。だから、そこを直視しながら、さっき申し上げたような形でいかに農業が持続できる、あるいは質的に発展できるという施策をやっているかないといけない。かなり国の農政の縛りが大きいですけども、さっき申し上げた野洲の場合は可能な限りの独自の取り組みもやっていますので、そういったことを含めて、じゃあどうなのかというご質問で、何か全体に質問がざっくばらん過ぎるので、ぜひ精度の高いご質問を期待しております。

○議長（梶山幾世君）　東郷正明議員。

○9番（東郷正明君）　野洲市でも青年の後継者の芽はぼちぼち出てきているということで、昨年も灯油下落に対して支援をいただきました。今後もしっかりと農業と食の安全を

守るために野洲市制、引き続き頑張っていたきたいと思います。質問を終わります。

○議長（梶山幾世君） 次に、通告第10号、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） おはようございます。

大きく4点にわたって質問させていただきます。

まず第1点目、消防機材の拡充についてを質問させていただきます。

消防法においては、自治体の責務が明らかになっております。各自治体における水利の確保と管理についてをまず質問します。

大規模災害においては、常備消防では対応できないことが明らかになっており、各自治会の自警団や自主防災組織に委ねざるを得ないという状況であります。

まず、水利の確保として河川と消火栓、防火水槽などがありますが、各自治会での充足状況はどのような状況か、お尋ねをいたします。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 議員の皆さん、おはようございます。

各自治会における水利の確保と管理についてということでございます。

ご質問の水利につきましては、河川につきましては水量の増減がございますので、消防水利としてはカウントしておりません。消火栓と防火水槽を消防水利としております。

平成27年の4月1日現在で、市内には使用可能な消火栓が1,692基、それから防火水槽は319基あります。準則なんですけれども、市内で必要とする消防水利の数を基準数として、それから整備されている数を分子として充足率を算出しているんですが、これは図面上で住居エリアに縦横線を引きまして、その升の中に水利の状況がどのようになっているかと、こういうふうな形でざくつと言うとそういう形で算出しているんですが、これは92.5%となっています。野洲市を全体として見ております算出方式でございますので、自治会ごとの充足については算出をしていない状況です。

以上、お答えとします。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） それぞれ河川は入らないということですが、消火栓、そして防火水槽、こういった部分、管理責任はどこにあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 消火栓と防火水槽の管理責任は市にございます。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○ 8 番（野並享子君） 次に、消防用ホースの点検と整備なんですけども、消防法では平成 14 年の改定で、消防ホースは製造年より 10 年が過ぎれば 3 年ごとに圧力検査をしなければなりません。しかし、工場と福祉施設などは義務づけがされていますが、自治会におけるホースは自治会任せとなっています。自治会によっては製造から 40 年過ぎたホースがあり、いざというときに役に立たない状況が放置されています。市としての現状の掌握が必要と考えますが、現状を明らかにされたいと思います。

○ 議長（梶山幾世君） 市民部長。

○ 市民部長（上田裕昌君） 消火栓の付近に設置してありますホース格納箱につきましては、これは常備消防が現地に到着するまでの間に、地元自治会で消火に当たっていただくために地元自治会が設置されているものでございます。ホースが実際に使用できるかどうかの確認は、所有者であります地元自治会にお願いしているという状況でございます、市では現状掌握としてはいたしておりません。

以上です。

○ 議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○ 8 番（野並享子君） 私、駅前北の自警団の団長を今年やっております、格納庫のホースを、製造年月日を今回みんなに全部チェックをしていただきました。これ、1975 年、39 年前です。これ、1987 年、27 年前です。年に 3 回消防の訓練が東消防であるので、この間、このホースを 3 本持っていってもらいました。向こうで、向こうのホースを使うんじゃなくて、自治会にあるホースを持ってもらって訓練をしてもらいました。当然、39 年前のこの 75 年のホースは 3 本とも水が漏れていまして、全く使えないというのが現状です。

今度、次、この 27 年前のを持って行って、これまたそちらで、東消防でやってもらおうと思うんですけども、駅前北には 13 の格納庫があります。3 本ずつホースは入っています。こういうような状況になっているんですけども、もっときっちりとされている自治会は常時更新をされているかもわからないんですけども、そういうことがされていない自治会においては、要は、今さっき消火栓については市に責任があるとおっしゃいましたね。消火栓は市に責任があつて、それでもホースを置いておかないと役に立ちませんよね、そこに消火栓があつても。消火栓があつても常備消防が来るまで待つてんならんとということでしょう。その常備消防が来るまで、今、自治会にお任せをしていただくというふうな形、これは防災計画の中にも自治会がそういう形で住民による自主的な消防活動、163 ペー

ジですけども、地域住民は自治会を中心とする自主防災組織を結成し、消防訓練を積み重ね、風水害発生の際自主防災組織による災害初動時の救助、避難等の活動を行うよう要請するという形で、市としてはそういうふうな位置づけになっていますね。そうしたら、これ、自治会に任せていますから、所有者である自治会が責任やというふうな、そういうふうな問題ではないというふうに思うんです。

それと、123ページに、各自主防災組織の指導助言ということで、市は住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、組織に対して自主防災計画の作成や組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言及び助成等を行うということで、これは市の責務になっているんですよね。今言われた自治会の責任ですというのは、この防災の会議の市が出しているのとちょっと整合性がないんじゃないですか。お願いします。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 防火水槽、消火栓につきましては、まず常備消防が現場で消火活動なりを行うために、そういう目的で整備しておりますので、そこは切り分けていかないとだめということになります。常備が行くまでの間に、本来常備が使うべき消火栓なりを地元に使っていただいているという状況でございますので、そういう整理になります。

ですので、地元自主防災組織の指導助言についてもそういうことございまして、自身の安全を確保していただいた上で、できることをしていただくという趣旨でございますので、あくまで最終責任は市消防にあるということでございます。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） 最終責任は市にあるんですよね。ということは、こういう現状ということも指導をしていくという、それぞれのホースがどういう状況になっているのかということを市民部としても掌握するというのか、そういうことをしなければならないんじゃないんですか。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 一応、ホース格納箱の中身ですね、どのような状況になっているか、パーツが足りているかとかについては、東消防署の方で年1回確認をいただいております。

さっきも申しましたように、自治会の方で整備していただいておりますので、補助金等は出しておりますけれども、出して保有していただいておりますので、管理責任につきましては自治会をお願いしているという状況でございます。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） 管理責任がちゃんとできていたら、こういう実態はないんですよ。そうしたら、やっぱり自治会に全部それは責任があるという形で行政が放置しておいていいんですか。

次のところに入りますけども、住民の命を守るのは行政の責務だというふうに思います。防災計画の中にこういったものも位置づけて、行政主導で改善をしていくべきだと思うんですけども、見解を求めます。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 今のホースの整備等を防災計画に位置づけてはということのお尋ねですけれども、こちらの分につきましては先ほどから申しておりますように、自治会でいわゆる自助、共助の分野で行っていただいている分でございますので、ここを行政主導で行うことについては考えてはおりません。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） それはちょっと余りにも無責任やというふうに思います。こういう状況のまま駅前北だけではないと思いますよ。それを掌握していく、指導をしていくとか、これ全部交換をしようと思ったら13基で3本ずつ入っていますから、新しいのもちょこちょこありましたけども、ほとんどが20年前ぐらいのです。20年、30年。そうしたら、自治会の負担ですごく大きいんですよ。ぼちぼちだったら、本当にいつ災害が起こるかわからない状況の中ですから、やはり本当に2分の1は市の補助があるんですね。2分の1といってもウン万円自治会が負担をせんならんという状況ですよ。1本当たりですよ。格納庫一つに3本入っているんやから、そうしたら、それこそウン万円、10万円にもならないかもわかりませんが、それだけの部分を自治会の財政の中で賄っていかんならん。一遍にはできない。そういう状況にありますから、だから、やはり行政として、それぞれの消火栓があるところにおいてはホースの部分がどうなっているのかということを確認してもらって、促す、そういう指導もしていかないと、いざというときに本当に役に立たない。役に立たないどころか危ないんですよ。東消防のところで訓練をしたときの水圧と、消火栓の水圧はもっと高いから、このホースだったら爆発するのと違うかと。だから、災害を食い止めようとするのに、そこで災害が起こるといような、そういう事態になるということ認識されているんだしたら、即刻、今、自治会でいったいどうなっているのか調査をするというぐらいな、私は責任ある市民部の位置やと思うんですけども。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 先ほど申しましたように、消防さんの方で年1回確認していただいていますので、その折にまた余りにひどい状況でしたら、またそれなりの指導とはいきませんが、こうなっていますよという報告をしていただいていると思います。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） もう一度言っておきます。全部の自治会に対して、使用年月日がどれだけになっているのかというのを調査する。消防署から点検をしてもらっていると、できていないからこういう状況なんです。できていたらこういう状況ではないでしょう。ということは、それを知った行政は、各自治会に対して、まず今年中にホースの製造年月日を全部チェックしていただくというのが行政の私は指導やというふうに思うんです。それができない自治会任せのままやったら、このまま放置されたままになりますやん。と違いますか。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） このホースにつきましては、先ほどから申し上げていますように、自助、共助の部分なんです。市なりが指導なりしてここを替えなさいと言いますと、ここは強制に近くなってしまいます。そうすると、初期消火を、市民の運営の仕方によりますけれども、初期消火は地域住民の義務やと、こういうふうなことになってしまうおそれがある。そうすると、市民の安全が逆に守られないということになりますので、ここは切り分けてやっているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） どこまでいってもやるということは絶対おっしゃらないんですね。

（発言する者あり）

○8番（野並享子君） 市民の皆さん、これ見ておられますので、市の行政は、いざというときにはあんたらの責任やでという形で行政は逃げるという状況でしょう、結局は。それではちょっと市に対して信頼がなくなるというふうに思います。指摘しておきたいと思えます。

次に、消防のデジタル無線は消防本部からの受信はできますが、送信できない状況であります。今後の整備計画をお尋ねいたします。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 今のお話のデジタル無線につきましては、消防団の活動用車両の車両受令機のことをおっしゃっていると思います。

この車両受令機につきましては、消防団が活動を行う上で、常備消防の状況を情報として得るために装備しております。この27年2月に全車両の受令機をデジタル化して運用してございます。

消防団と常備消防との連絡等につきましては団長を通じて行われておりますので、消防団から消防本部への送信機能というのは付与する必要がないというか、付与すると逆に混乱してしまうという状況でございます。

それから、消防団の装備自体につきましては、消防庁より基準が示されておりました、消防団内部の伝達手段として携帯無線機などについての記載がされてございます。地域の特性でありますとか団の状況によりまして、予算の範囲内で充実していくということになりますので、よろしくお願いたします。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） 今、デジタル化がどんどんと進められておりますので、やはり無線よりかは確実に声が聞こえる、発信できるということですので、やはり正確に届けられるような形のデジタル無線、送信もできるような装備をしていかなければと思います。予算の範囲内ということですので、順次これはやっていただきたいというふうに思います。

次に、市三宅の東部区画整理事業について質問いたします。

平成20年より市三宅東部区画整理組合設立準備のための予算が810万円執行され、組合施行の区画整理事業が始まりました。7年後の現在、完成間近になっています。地権者の皆さんが地域をまとめ、進められ、ここまでこぎつけられたご苦勞をねぎらいたいと思います。

まず第1点目に、この区画整理事業全体の総額と市や県や国などの公費は幾らで、何割が公費負担となっているのか、全体像をお尋ねいたします。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

野並議員の区画整理事業全体の総額と市や県や国などの公費は幾らで、何割が公費負担となっているのかとの質問でございますが、まず総事業費につきましては、今、現段階で5億2,554万3,000円であります。公費につきましては、6,517万1,000円です。総事業費に対する公費の割合は、12.4%でございます。

なお、公費の6,517万1,000円のうち、1,925万円が国費であり、残りの4,592万1,000円が市費であります。

以上、お答えとします。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） 区画整理事業をされるということは、道路整備などをするために必ず減歩があると思います。全体の減歩率、住所、氏名は要りませんので、個々の減歩率を明らかにされたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 全体の減歩率と個々の減歩率をとということでございますけれども、減歩率については、本事業の平均減歩率は33.95%でございます。個々の地権者や権利地の減歩率につきましては、個人の資産に関する情報、プライバシーに関することでもありますので、答弁を控えさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） 氏名、住所は要らない。1、2、3、4、5、6でもA、B、C、Dでもいいので、それが何で個々のプライバシーになるんですか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 個々の減歩率というものにつきましては、そういった書類は組合でも作成しておりません。そういったことから、換地計画の認可申請書の中の資料にあります各筆、各権利別精算明細書、これについて、それぞれ換地前、あるいは換地後の面積が記載されておりますので、そういったものをもって計算をすることによって可能かなど。ただ、今も申しますように、個人の減歩率というものについては、先ほども申しましたように、こういった場ではこちらから申し上げることはないというふうに判断しております。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） なぜこういうことをお聞きしたかといいますと、ある方から、すごく減歩率が大きく、田んぼの面積がすごく狭くなったということでお聞きしまして、その方の減歩率は42.9%でした。今現在、その平均が33.95%ということですから、高い方があり、これよりもっと低い方があるということは減歩率ですよ。そういうのがこの換地のところでお聞きしますと、もとの価値と、それが区画整理することによって価値が上がる。だから、そのもとの価値の値と新たな価値の値を同じにするために減歩が決

まってくるというそういう説明を受けたんですけどね。だから、この人の価値は相当上がったと。要は倍以上ですよ。倍ぐらいか。42.9%の減歩率ということは、倍ぐらいの価値に上がったから半分の土地になったという、半分ぐらい、42.9%の土地になったということですよ。そういうふうな説明を受けたんですが、それでいいんでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 区画整理につきましては、減歩というものではなく、今も議員言われましたように権利価格といわゆる価値ですね、そういったもので公平さを担保しておられるというふうに認識しております。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） だから、倍ぐらいの値になるからというふうなことですよね。この方の減歩率が42.9%になったということは。

3番目に移るんですけども、この地権者の中には減歩をされずに田んぼのところは6メートル道路になったということで、その道路に合った面積を代替地として渡して、以前より面積がふえた方があったというふうなことを聞くんですけども、これはどういう理由なのでしょう、明らかにされたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 今の換地についての増換地ということでございますけれども、換地計画認可申請書を確認させていただきましたところ、今回の区画整理事業地内において、ご指摘の土地はございませんでした。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） そうですか。なかった。そうしたら、減歩が非常に少なかった人というのは、それは何パーセントなのか、それも答えていただけないということですか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） そういった形では把握しておりません。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） このピンクになっているところなんですけども、この方、ここ道路になりまして、だから物すごく減歩になったんですよ。ここも、ここも。ここ、ここを所有されていて、要は減歩率が42.9%。この道路やらここの計画道路ですね、16メートルの。という形で。ここまで田んぼがあったと言うてはるんです。こっちの上と同じところまで田んぼがあったと。このこの方の面積がふえていると。このこの方の面積が。

ここの方の面積がふえて、自分のところの田んぼのところまでふえているとおっしゃっているんです。ここの道路のところを何かこっちの方に代替みたいな形でふえたということをおっしゃっているんですけども、減った部分もあるんでしょうし、だから、その方の感覚としてはふえたというふうな認識なんだろうなというふうに思います。減っている。そうすると、減歩率がすごく低かったのかなと。上乘せされた土地が減った部分の方が大きかったのかなとも思いますけども、そういう状況があったというふうなことをお聞きいたしました。

次、4点目に市三宅小南線に面している土地と、16メートル道路の北口線の行きどまりになっている土地と、住宅街の6メートル道路に面している土地の不動産鑑定価格を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 不動産鑑定価格についてであります。今回の市三宅東部土地区画整理組合では、対象区域が現在の区画形状の完成形、いわゆる工事が終わってからの不動産鑑定は取得されておられません。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） そうしたら、前の田んぼのときの状況の鑑定価格をおっしゃって下さい。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 準備委員会時代に不動産鑑定はとられております。平成21年の8月1日で、地区内の2筆を標準値として不動産鑑定を実施されております。それぞれの土地、いわゆる、今、絵で示された北口線の延長あたりのところ、そしてもう一点につきましては市道市三宅小南線沿いの土地、これが2番目の土地です。そうした場合の土地1番目ですね、北口線の延長部の単価にあっては、平米3万4,700円です。土地2と申しました市三宅小南線沿いでありましたら、平米6万1,000円という評価が出ているというふうに聞いております。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） 奥の方で3万4,700円、表で6万1,000円。倍ぐらいの値段ですね。この市三宅小南線は、あれは12メートル道路でしたか。どれだけでしたか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） たしか12メートルだったと思います。申しわけござい

ません。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） そうしたら、16メートルと12メートル道路だったら、鑑定価格は当然変わってきますよね。高くなりますよね。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 一応、道路幅員ではそれぞれの鑑定価格が算出されようかと思いますが、今申し上げたように準備委員会の段階でとられたのはその価格というふうなことでご理解を賜りたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） もう時間も、突っ込みたいんですけども、この北口線というのは行きどまりなんですよね。16メートル道路といっても。もう何十年先に守山まで道がつくかどうかわからないというのが今の現状だというふうに思います。ひょっとしたらつかないかもわからないという現状ではないかと思うんです。そういうふうな道であっても16メートル道路という形の鑑定になりますよね。将来的にその土地が上がるという。結局、倍ぐらいの土地の値打ちになるということで42.9%の減歩になってきたというのがこれが現実であったというふうに思います。ちょっとやっぱり行きどまりになっている道路と、利用価値のある道路というのの価格は、やはり権利価格は違うというふうに思いますので、そこがやはりちょっと不満が出ている点はそれだというふうに私は思います。指摘をしておきたいと思います。

もう時間がありませんので、次に行きます。

原発再稼働でなく、再生可能エネルギーへの転換について質問いたします。

川内原発が再稼働されました。原発事故の原因も検証されず、電気は足りているにもかかわらず、九州電力会社は国民の反対を押し切って再稼働しましたが、出力を75%に抑えたままで異常事態が発生しています。

福島第一原発の周辺地域は4年半たっても帰れないところや、除染され、避難解除になっても帰れない方や、田んぼが除染した土が黒い袋に入れられ山積みになっている地域があります。保管、保存場所が決まらないため、野ざらしになっています。汚染水も雨水と一緒に海に流れている状況です。ひとたび事故が起これば、何十年も何百年も何万年もたなければ放射能の数値は下がらないということを認識しました。

原子力発電は単価が安いと言いますが、リスクを計算すれば、膨大な負担と取り返しが

つかない自然破壊と暮らし破壊があることも認識しました。

このような中で、若狭湾には14基の原発があり、老朽化のため廃炉を決定した原発もありますが、関西電力は再稼働するための準備を進めています。

今年の異常な暑さの夏でも原発なくても電機は足りていました。電力を原発に頼るのでなく、再生可能エネルギーに切り替えるべきです。速やかに廃炉にしていくことが必要ですが、非核自治体宣言をしている野洲市長の市長としての見解を尋ねたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野上議員の原発再稼働と再生可能エネルギーに関するご質問にお答えします。

今のかなりきわどいご質問を聞いていたら、何かこういう政策的な答弁をするのは元気なくなったのです。

土地区画整理事業というのは本当に微妙です。下手をすると、個人の利害を本会議で代弁していることになるので。

この経緯は私もかなり知っていますけども、できるだけ当事者に委ねて、市は支援していますから、透明性、個々の苦情も聞きました。今の話を聞いていますと、制度をきちっと踏まえてやらないと、誰かの利害のためにと。だから、本当に透明感を保って公開されるんだったらいいんですけども、今のやりとり聞いていると、本当に何か後の質問も含めてきちっと丁寧に用意してきたんですけど、ちょっとお答えする元気がなくなりましたけど、元気入りましてお答えしますけども、まず、議員の何か電力が足りていたのにとおっしゃるといふことは、足りてなかったら原発稼働も認めるみたいで、私よりまだ前向きかなという気がするんですけども、私は足りている足りてないの問題ではなくて、やはり原発に頼るべきではない、そして再生可能エネルギーに切り替えていくべきだというふうに考えています。

ただ、従来から申し上げているように、既存の原発施設はこれは利用者の負担によって整備されているものです。国際的に見ても、厳格な基準に基づき、透明性、安全性を確保した上でその機能を最大限、資産としての機能を最大限発揮させるという方向はあってもいいと思っています。

福島の例は、やはり情報開示が不十分です。検証も。車でも、一旦間違えば簡単に人を何人も殺傷します。後遺症も残ります。それぐらいいろんな問題が起こる。原発は、もちろん人間は違いますけれども、今、運転はだめですけれども、やはり福島の問題の

情報開示が十分じゃないことが国民をまだ不安な状態に置いているんだと思います。

冒頭言いましたように、電力が足りたか足りてないか。直近の関西電力管内の状況を調べてもらいました。26年度ですね、統計があるのは。1,459億キロワット／アワーです。電源別の割合は、火力が今66%です。水力10%、そして新エネが端数を切り捨てるとゼロなんですね。1%未満です。優位な数字が出ません。そして他社、中部とか近隣の電力会社から融通してもらっているのが26年度で約25%。一方、原発が稼働していた平成22年、これは総発電量が1,646億キロワット／アワーです。約200億キロワット差があります。これが節電と産業構造の転換と経済の低迷によつての削減だと思っています。そのときの電源別の割合、ご承知のように原子力発電が約41%、火力発電が約30%、水力発電が9%、そして新エネは当然今よりも少ないですから1%未満ですけども、切り下げるとゼロですね。そして他社の融通が今よりも5%も少ない20%です。ですから、今、関西電力管内では他社から5%ふえています。多分、今年、もうちょっとふえているのかどうなのかですけども、火力にぐっと頼ろうとしています、姫路第2火力に頼っていたはずなんですが、完全にフル稼働、今はしているかもわかりませんが、当初できる見込みなかったの、他社融通でかろうじて切り抜けています。そういった状態ですので、そして一方ではCO<sub>2</sub>もふえています。

ですから、私も再生可能エネルギーを大いに進めるべきですけども、今の単位で1,459とか1,646億キロワットという単位でいえば、再生可能エネルギーはゼロなんです。

そういう状態の中で、本当に国民の生活は安定できるのか。ただ、危険な原発を稼働せよとは言っていないんですけども、前も例で言いましたように、ジャンボが飛んでいるのに、ちょっとどこかでジャンボが落ちたからこの飛行機もとめようと。すぐにとめたら落ちるわけですから、そういった社会政策が本当にいいのかどうかを真剣に考えないといけないというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） 原発の部分は深く掘り下げていきませんので、一緒の思いもあろうかと思しますので、私も再生可能エネルギーに政府として転換をしていくべきだ。ドイツでは、やはり政府が原発を10年後にゼロにするという方針を打ち立てて、再生可能エネルギーへという切り替えをしましたので、今もう2割を超え3割近くになっているかな、

ということで進んでおりますから、国としてやれているところがあるんですから、日本も自然エネルギーの宝庫ですから、やろうと思えば私はできる。それをやらないのは、原発を売りに行かんならんがために日本で原発は動かさんならんという経済界の圧力が働いているというふうに私は認識をしているんですけども。

CO<sub>2</sub>の問題も再生可能エネルギーに切り替えていけば、これもCO<sub>2</sub>の発生を抑制することが可能でありますので、政府の方向だというふうに思います。

次に、戦後70年の歴史認識についてお尋ねをいたします。

8月14日、安倍内閣が閣議決定した戦後70年談話が話題になっています。戦後50年に出した村山談話では、我が国が国策を誤り、植民地支配と侵略を行ったと規定し、反省とおわびが明確に示されました。その後の歴代政府は、日本が朝鮮半島を植民地支配した認識を国会答弁で明らかにしています。今回の安倍談話は、歴代内閣の見解を過去のものとし、自分の言葉としては発信しませんでした。それどころか、日露戦争によってアメリカ、アジアの人々を勇気づけたというような内容が盛り込まれました。これは余りにも歴史をねじ曲げています。見識ある市長のお考えをお尋ねいたします。

まず第1点目、1904年に日露戦争に踏み切り、その戦争中と戦後にかけて日韓協約を締結し、韓国を保護国ということで初代韓国統監に伊藤博文氏が就任をしました。1907年に日露協約の秘密協定で合意し、朝鮮と満州を植民地化しました。韓国との併合は、軍部の圧力で1910年に日本が韓国を併合しました。以後35年間植民地化しました。この歴史に対して、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の戦後70年の歴史認識、特に韓国併合に至る歴史認識についてのご質問にお答えをいたします。

なぜこの場でまた日露戦争以降1910年の日本による韓国併合から35年間の歴史を上げて私の見解を求められるのか、よくわからないんですけども、求められる限りはきちっと答えんとだめなので、野並議員の時間はあと4分しかないんですけど、私時間制限ないので、ちょっとしばらくおつきあいをいただきます。

まず、現在から過去を裁定すること、裁くことは避けなければなりません、今の野並議員おっしゃったように、歴史的事実を明らかにして、そこから現在及び将来への糧を酌み取ることは大切であると考えています。

ご指摘の間の日本と朝鮮、韓国との関係を理解するためには、ここまで言われたんだっ

たらもう少しさかのぼって、少なくとも明治維新直後の朝鮮に対する日本政府の姿勢と対応にさかのぼって見る方がわかりやすいと思います。

これもご承知だと思うのですが、1875年、明治8年ですね、江華島事件というのがあって、その翌年の明治9年に朝鮮、その当時は朝鮮と言っていますが、みずから名乗っていましたから。それを「自主の邦」と日本が言っているんですけど、常時裁判権を認めさせて関税自主権を奪った不平等条約、いわゆる日朝修好条規というのを締結しています。これがまさに不平等条約です。これが一つの私は大きな区切りだと思っています。

江戸時代のある時期までは、日本といいますか、その当時は日本と言っていたんじゃないし江戸幕府ですけども、朝鮮を隣国、先進国というふうに遇していました。地元にある朝鮮人街道というのもこれ賓客のための街道ですから。そういうことだったんですが、先に開国をし、文明開化に取り組んだという日本の利を生かして、日本は幕末に自らが欧米諸国と結んだ不平等条約と同様の関係を、武力を背景にして朝鮮に押しつけています。先ほど言いましたように。

その後、1894年、明治27年に東学党の乱というのがありまして、ここで清が韓国というか朝鮮ですね、要請されて出兵したのにあわせて日本も出兵して行って、当時の外務大臣陸奥宗光さんが自分で言っていますが、機先を制したと言ったぐらいの過大な対応をして、結果的に当時の清をめぐる欧米及びロシアの利害も絡んで日清戦争に至ります。

日清戦争後の1895年のご承知の下関条約では、これ、まず冒頭に第1条で「清国は朝鮮国が完全無欠なる独立自主の国であることを確認し、独立自主を損害するような朝鮮国から清国に対する貢・献上・典礼等は永遠に廃止する」、いわゆる朝貢国になっていましたから、だから清と切り離れたわけですね。これは独立を言っているようですけども、まず清に対する巨大な賠償金とか権益よりも先に、朝鮮に関することを定めています。実質は、さっき言いました日朝修好条規を一步進めた権益の確保をここで行っているわけです。

そして、その後1904年の日露戦争、そして講和条約を翌年結んでいます。ポーツマス条約ですね。この冒頭でも、ロシアは韓国における日本の政治上、軍事上及び経済上の日本の利益を認め、日本の韓国に対する指導、保護及び監督に対し干渉しないことを求めて、一層韓国への支配権をあからさまに明確にしています。

というふうに順番に進んできて、整理しますと、日清戦争では日本による朝鮮の実質的な支配を清に対して、そして日露戦争では同様のことを今度ロシアに対して認めさせ、そ

の後韓国の、この当時韓国になっていますけど、韓国の独立に向けた本当にすごい取り組み、粘り強い抵抗も抑え込んで、ご指摘の1910年の韓国の併合、実質植民地化に至っています。全く欧米の植民地化政策に数世紀おくれた時代錯誤の取り組みだと思えます。

ただし、当時日本が置かれていた国内外の状況がありますし、伊藤博文、山形有朋などの明治の元勳たちも決して一貫して好戦的ではありませんでした。特に、山形有朋なんかでも、結構日清戦争には消極的だったという記録が残っています。

また、日清戦争には積極的であった福沢諭吉などの民間人でも、まだその当時韓国には憲法もなかったですし、そして中国への朝貢国であったわけですし、民主化が遅れていましたので、その朝鮮の改革運動を熱心に、本当に熱心に支援をしているという複雑な歴史があるので、一方的に当時の日本が韓国に対して圧力的な態度を全面的にとっていたというふうに理解するのは慎重に判断しないとだめだと思っています。

それともう一つ、欧米の先の植民地化というのは、通常は貿易とか移民とか布教などの社会政策だったんですけども、日本の場合は遅れてやってきて、安全保障目的が優先していた。これは研究者、複数の人が指摘しています。特に日本と韓国との関係では、そこで産業的に発展するとか経済交流持つというよりは、いわゆる戦略的にそこを押さえないといけないという目的があったことが後々響いてきているというふうに思っています。

その後、第一次世界大戦への参戦とか日中戦争、太平洋戦争と引き続いて軍備拡張と正当性を欠く無謀な戦争の拡大の根底には、日本の安全保障上、朝鮮半島は譲れないという韓国の自立を無視した認識が存在していたと考えます。

以上なんですけど、今の日本の置かれている状況からすると、国民、国家の安全保障は最重要課題ではありますが、それがどこまで領土を確保したらとか、あるいは武力で守れるのかというのは、やはり歴史の反省と慎重な評価の上に立って対応していかないといけないと思っています。

少し長くなりましたけども、見解と言われましたので披瀝をさせていただきました。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） インターネットでも韓国併合とって検索したら出てきます。日本が教育的な部分で非常に識字率が低かったのを高めたとかいうふうなこともやったよとって出ておりますけども、しかし現実やはり朝鮮、韓国そのものを日本の領地として侵略をしていったという、併合していったという、領土拡大を行っていったというそれはもう事実の問題だというふうに思えます。苗字も変えさせて、氏名創換とか、本当に民族

そのものを否定してしまうようなそういうふうな部分もあったというふうな状況もありますので、この日露戦争によってアフリカ、アジアの人々を勇気づけたというこの歴史認識に関しては、ちょっと違和感がありまして、それではないでしょうという思いがありましたので、ちょっと市長の見解をお尋ねいたしました。

次に、安倍首相はどのような行為が侵略かどうかは歴史家の議論に委ねるべきと発言していますが、これは歴史的にも結論が出ていることであります。ポツダム宣言で、日本の戦争は侵略戦争であったと断じており、そのポツダム宣言を受諾した日本が、戦後世界で平和国家として歩むことができました。市長は、侵略の定義とポツダム宣言をどのように認識されているのかお尋ねいたします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の侵略の定義とポツダム宣言に関する認識についてのご質問にお答えします。

またこれもしばらくちょっとしゃべらせていただきます。

まず、侵略の定義に関しましては、ご承知のとおり、1974年の国連総会で決議された侵略の定義に関する決議があります。そこでは、侵略とは国家による他の国家の主権、領土保全もしくは政治的独立に対する、または国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力の行使であって、この定義に述べられているものをいうと規定していきまして、定義の内容として、その後の第3条で、一国による他国の領域に対する侵入もしくは攻撃などの6項目が侵略行為として列記をされています。

ただ、この決議は第29回の総会で採決はされていますけども、ガイダンスという位置づけで、日本を含め、今なお各国で理解と対応に違いがあり、安全保障理事会を縛る決議とはなっていません。

安倍総理が、侵略という定義は学界的にも国際的にも定まっていない、国と国との関係でどちらから見るかで違くと述べたのも、多分このことを踏まえての答弁ではなかったかなと思います。

しかし、国連の決議は尊重されるべきものでありまして、参考とされるべき重要な定義の一つであると私は考えております。

なお、歴史認識につきましては、歴史家に任せるべき問題であるとまた総理が発言しておられますけれども、衆議院憲法審査会で参考人の憲法学者3人全員が関連法案を憲法違反と指摘したときには、党の副総裁が自衛の措置が何であるかを考えるのは憲法学者では

なく、我々政治家だと主張したのと全く反してしまっていて、今の私たちが住んでいる高度文明社会では、お医者さんとか、あるいはさっき言ったジャンボのパイロットとか、本当にこういうものは専門家に任せるといふそういう姿勢が必要。専門家の役割への評価が必要なんです、ちょっとこのあたりは何か一貫性を欠いているのではないかなというふうにして心配をします。

いずれにしても、そういうふうには考えています。

それとポツダム宣言、これもちょっと歴史的経緯ご存じだと思いますけども、1945年7月26日にアメリカ合衆国の大統領、そしてイギリスの首相、そして中華民国の主席の名において、日本に対して発された全日本軍の無条件降伏等を含めた全13か条から成る宣言です。

この宣言については、1945年8月15日に日本政府は受諾し、降伏決定を国民に発表しています。翌16日に陸・海軍にこれに基づいて停戦命令が出されています。そして、これもご承知のように9月2日東京湾の米戦艦ミズーリ一艦上で日本は降伏文書に調印し、国際的にはこの日が戦争が終わった日になっています。この日にこの降伏文書を受けて、昭和天皇がポツダム宣言の受諾を含む降伏文書調印に関する詔書を出しておられて、ここで日本の戦争は終わっています。

宣言の8条で、連合国側の戦争の対日方針を確認するために、1943年に発表されているカイロ宣言の実行がうたわれています。ですから、ポツダム宣言はカイロ宣言を前提にしているわけです。

これもちょっと長くなりますけども、このカイロ宣言では、日本が1914年、第一次世界大戦において略取または占領した太平洋の島嶼を日本から剥奪すること、また満洲、台湾、澎湖諸島などの中国から日本語で訳すと盗み取るという意味になる盗取した領土を中国に返還すること。さらには、日本が暴力と貪欲により侵略した全ての領土から駆逐されるべきであると厳しい宣告をしています。ただし、これ英語の文書であるため、正規の日本語訳はありません。厳密に言えば、日本語の侵略という言葉はカイロ宣言にもポツダム宣言にも使われていない。さっき申し上げた国連決議で侵略を何と言っているかという、aggressionと言っているの、ここにはその言葉も使われていません。そういうことからすると、ポツダム宣言で侵略と書いてあったから、それを受諾したから侵略を認めたということが言えるかどうかというのは意見が分かれても当然なんですけども、でも実際このカイロ宣言にもポツダム宣言にもaggressionと同等の言葉が使わ

れているので、やはり侵略という言葉があつて、それを認めたと理解すべきだと私は考えています。

また、カイロ宣言引かなくても、ポツダム宣言読んでおられると思いますけど、第6条に、日本国民を欺瞞して世界征服の挙に出たという過誤を起こさせた者の権力及び勢力は永久に除去されるべきであるとの状況があります。その時の政府、あるいは軍部によって日本国民が戦争に駆り立てられて、世界征服の挙を行ったと。これは世界征服というのは侵略のことですから、ポツダム宣言の中からもカイロ宣言を引かなくても、侵略という条項があつたと考えられます。

それと、ちなみにですけど、カイロ宣言でも韓国人民の奴隷状態に配慮し、韓国が自由で独立すべきことを決意すると述べていまして、先にご質問あつた韓国問題というのが日本との関係でいかに歴史的に重要であつたかというのがうかがわれると思います。

以上、ご質問いただいた侵略について、ポツダム宣言との関係でのお答えといたしますが、ちょっと蛇足ですけども、侵略に関してポツダム宣言との関係を離れてでも、やはり私たちは客観的に史実を明らかにして、国民的な合意を形成し、それを引き受けていって、将来に向かって積極的にそれを乗り越えて、国際協調と平和を実現する持続的な取り組みが必要だと思います。

レベルは違うんですけども、この際、国際関係の場合は主権とか国益とかが絡むため、簡単に類似では言えませんけども、差別とか虐待とかハラスメントなどの判定は、まずは被害者側からの訴え、それを客観化する。そして健全に判断して、尊重するというのが現在の国際標準になっていますので、こういったことも私たちが侵略を議論するときに参加になるのではないかなというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） かなりいろいろと発言をしていただきまして、私ももし発言がなければ言おうかというふうに思っていましたけども、カイロ宣言にもきっちりと朝鮮人民の奴隷状態を言う形で出ておりますし、ポツダム宣言にも当然日本国民が世界征服に乗り出すという形で、そういった文書がきちつとあつて、現在それを受諾し、国際社会の中できちつとした名誉を築いた日本の今の立つ位置だというふうに思っていますので、ですから、やはり歴史家の議論に委ねるなんていう形で逃げたら、やっぱり相手の国々からはいい気持ちはしないでしょうね。やはり日本がやった行為に対してはきちつと謝罪をし、本

当に二度とそういうことはしないよということを行わない限り、その相手の国ではやはり侵略されているんな迫害を受けてというふうなんやら、強制労働で日本に連れてこられて亡くなられたりとかいうふうな、そういうところは山ほどありますからね。ですから、やはりきちっとした認識を持っていかないと、今、市長が言われた国際協調というレベルのところ立とうと思えば、やはりその認識が必要だというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（梶山幾世君） 暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（梶山幾世君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第11号、第6番、山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 第6番、山本剛です。

今年は、人権にとって節目の年です。まず、戦後70年に当たります。言うまでもなく、戦争は最大の人権侵害であり、二度と起こしてはならないと考えます。また、今月は同和問題啓発強調月間でもあります。部落問題に関していえば、同和对策審議会答申が当時の内閣に出されて50年になります。これは、部落問題の解決に大きく寄与したものです。まず、部落問題の存在を公的に認めたという点です。差別を受ける側の主観ではなく、客観的に見て差別が存在するという点です。

次に、部落問題の解決は国及び地方公共団体の責務であるとした点です。部落問題は日本固有の社会問題であり、であるからこそ、その解決は行政の責任であるということです。

そして、部落問題は国民的課題であるとした点です。部落問題は差別を受ける側の問題ではなく、差別が存在する日本社会の問題であるということです。

この答申が1965年に出され、その後、1969年に同和对策事業特別措置法が施行され、以後、延長等を経ながら、就労支援や学習支援、啓発事業等のソフト事業と、住環境改善事業を中心としたハード事業が取り組まれ、部落問題は解決に向けて大きく前進してきたところです。

ところが、今述べたように、同和对策審議会答申が出されて50年になるわけですが、残念ながら部落問題は解決したとは言えません。現在も、部落差別に関する事件、事象等は市内においても起こっており、解決に向けた取り組みが行政をはじめ関係団体や関係者によってなされています。

そして、今日的な課題として、部落の土地を購入することを避けたり、部落内の不動産が周辺と比較して低価格であったりする土地差別の問題や、戸籍の不正取得の問題、あるいはインターネット上の差別書き込み等の課題も起こっています。

また、地区内の課題も解決したとは考えられません。高齢者の健康や生活の課題、子どもたちの自己肯定感や学力格差の問題、あるいは青年層や壮年層の不安定就労による経済格差の問題など、まだまだ多くの課題が存在しています。

そこで、まず市長に、これらの現状及びそれを受けとめて部落問題解決に向けての野洲市の今後の方向性を伺います。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 山本議員の人権同和行政の推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、現状及び解決に向けての方向性ではありますが、これは既に平成26年2月の定例会でもお答えしましたように、人権行政を一層充実させていくことが、それが同和対策の推進、すなわち同和問題の解決につながるものと考えています。

現状でも、部落問題に限らず、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、あるいは生活困窮者等さまざまな方々に対する状況で人権問題が生じております。まだ未解決の問題もたくさんありますし、新しい問題もふえています。それを完全に解決することが、言われなき差別である部落問題の解決にもつながると考えております。

○議長（梶山幾世君） 山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 現状について、認識していただいていることがわかりました。今後の方向性で一層人権行政の充実を図られることを期待します。

人権行政の充実を図るということで、それまでと課題解決の手法が変わるということで、部落問題解決に向けた行政の責務は果たされると理解してよろしいでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） はい、そのとおりであります。

○議長（梶山幾世君） 山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 部落問題の解決に向けて、引き続き野洲市として人権行政の充実を一層図られるよう要望をしておきたいと思えます。

続きまして、地区内の課題解決に向けて、地区内の拠点施設について伺います。

地区内の拠点施設は地域住民のエンパワメントの場であり、集いの場であり、あるいは、

時によっては癒しの場ともなると考えますが、その点についてのお考えを伺います。

○議長（梶山幾世君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） おっしゃるとおり、地区内の拠点施設は、いろんな目的を踏まえまして建設をされたものでございます。地域住民のさまざまな事業にこれまで活用されてまいりました。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 地区内の拠点施設の役割とその重要性については認識をさせていただいているというふうに思いますし、今日、地区内にとどまらず、周辺地域との交流機能、そういったものも、ご存じかと思うんですけれども、そういった部分で大変重要な施設であるということを再認識しておいていただきたいというふうに思います。

次に、地域総合センターについてですけれども、隣保館としては廃止するというふうに聞いていますけれども、そのことに関して地元との合意形成はできているのでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 野洲地域総合センターが閉館しますとの方向性につきまして、去る7月29日の人権施策審議会を含めまして、これまでも審議会で議論いただいておりますし、地域でもそれを前提に情報の共有化を図っていただいているものと推察しております。ただ、現時点で地元との合意形成が十分にできているかと言われますと、今後、引き続き協議してまいる必要を感じております。

○議長（梶山幾世君） 山本剛議員。

○6番（山本 剛君） まだ合意形成はできていないとのことですが、きちんと合意形成をした上で地域総合センターを人権センターとして発展的解消という形にして、なおかつ部落問題解決の取り組みは放棄はしないということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） はい、そのとおりだと思います。

○議長（梶山幾世君） 山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 人権センターとしてさらにウイングを広げていくということで、決して部落問題が抜け落ちるようなことがないように要望をしておきたいというふうに思いますし、地区内の課題解決に向けてリニューアルされるであろう人権センターを大いに活用されることを要望しておきたいと思います。

続きまして、現在生活困窮者の増加、そして就労支援、あるいは学習支援を必要とする人たちが現在の地域社会には数多く存在しています。

部落に存在してきた生活困窮や不安定就労、教育格差といった課題が、格差社会が進む中で特定の地区の問題にとどまらず、社会問題となってきたと言えます。

2014年の2月議会でも質問しましたが、野洲市においてもそういった課題を持った人たちがおられ、就労支援の具体的な取り組みとして、「やすワーク」の取り組み、母子・父子家庭への支援の取り組みや発達支援センターの取り組み等も評価を受けています。

働く権利や学ぶ権利を保障すること、すなわち人権行政の実践ですが、こういった実践が同和行政においても取り組まれてきました。こういった人権行政を一層充実させていくことが、同和行政の推進、すなわち部落問題の解決にもつながると思っているのですが、2014年2月以降、こういった人権行政の取り組みによって同和行政が進んだ点について、具体的に聞かせていただきたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 議員もおっしゃって下さっているとおり、働く権利の保障として、就労支援と生活支援を一体的に提供するために、「やすワーク」を設けまして就労支援に取り組んでおります。

また、学ぶ権利の保障といたしましては、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの学習機会の場であります「ヤスクール」を設けまして、学習支援にも取り組んでおります。

「やすワーク」では、平成26年度に総就職決定者数が146人であります。また、「ヤスクール」では、今年度、中学生27人、小学生5人が受講しています。これだけの人が自立に向けて取り組んでいるのは、同和行政の推進にも相当の役割を果たしているものと思っております。

このように、人権行政を進める中で、支援の受け皿を構築することによりまして、同和行政における課題も解決されるものと考えております。

○議長（梶山幾世君） 山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 今言っていた「やすワーク」あるいは「ヤスクール」の取り組み、これは非常に先進的な取り組みであり、私も非常に大切なものであるというふうに思っているんですけれども、今お聞きしたのは、そういった取り組みを進めることによって、同和行政が進んだ点について具体的に聞かせていただきたいというふうに思っておりますけれども、2014年の2月からまだ1年半くらいしか経過をしていないので、

なかなか具体的なことを答弁いただくというのは難しいとは思いますが、生活困窮者、今も少し言っていた部分もあるんですけども、生活困窮者への自立支援なども絡めながら部落問題の解決に向けて取り組んでいただくよう、重ねて要望をしておきたいというふうに思います。

続きまして、人権問題に関してなんですけれども、人権問題は人類普遍の課題であり、その尺度は時代とともに進化していきます。

以下、主な人権問題を挙げます。

過去には、日常的になされていたセクハラやパワハラ、これはセクシュアルハラスメント、あるいはパワーハラスメントですけども、あるいはアルコールハラスメント、これは宴席等でのアルコールの飲酒強要ですけども、そういったものがあります。そしてDV、ドメスティックバイオレンス、さらに今日では排外的な主張を行うヘイトスピーチやアカデミックハラスメント、これは大学や研究機関等での上位の者から下位の者への嫌がらせなどです。また、高齢社会を反映した高齢者虐待や障がい者虐待、そしていじめというように、今の社会には人権問題が山積をしています。そういった人権問題が山積していますけれども、そういった問題の解決に向けての考えを伺います。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 山本議員のさまざまな人権問題に対しての解決に向けての考えということですけども、冒頭も申し上げましたように、人権を守るためには施策が必要です。さっきもご指摘いただいたように、野洲市では同和対策にとどまらず、特に児童虐待も近年本当に力を入れていると思っています。私が就任したころには、70、80件、今390件ぐらいです。これは、ふえたというよりはできるだけ掘り起こすという悪いんですけども、相談に来られたものだけにとどまるんじゃなしに、そういう問題があるのであれば、できるだけ広く探って支援をしいこうと。それと、先般も報道してくれましたように、滞納というようなシグナルでもって、単に税が滞っているとか給食費が滞っているんじゃなしに、その裏にある家庭の問題とか子育ての問題とか、あるいは就労の問題、そこをきちんと把握をして支援をしていこうという、この取り組みというのはまさに人権という抽象的なものじゃなしに、人の権利を守っていくという観点からの取り組みだと思っています。

それと、今、人類普遍のおっしゃいました。憲法の11条にそれが規定されていますけれども、一方で、第12条には不断の努力で保たないといけないとなっています。とい

うことは、不断の努力ということは、どこかで解決して完結するものじゃなくて、常に差別とか人権侵害が起り得るという前提に立っているわけですね。そういう意味でも、部落問題が完全に解消するまでとか、いつ解消するのかという、早く解消しないとだめですけども、そこにだけこだわるんじゃなしに、さまざまな人権にかかわる課題、問題を粘り強く持続的に、総合的に解決するという取り組みが一番効果的ではないのかというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 市長のお考えを非常に簡潔に述べていただきまして、私も市長のおっしゃること、よくわかります。

今言われた中で、例えば子どもの虐待ですね、子どもの虐待の件数が過去に比べて非常にふえているという、数としてはふえているということですけども、私も市長と同じ意見でして、それまでは表面化していなかったということだと思えます。それまでは表面化していなかった課題が、少し行政の側が市長おっしゃったように掘り起こす、そのことによって、それまで表面化していなかった課題が表面化をする。そうしたら、それまで表面化をしていなかった人権問題、数多く虐待等で苦しんでいた現状があるわけですけども、それが課題として表面化しなかった。課題として表面化しなかったということは、解決に向けての取り組みがなされないということですので、今おっしゃったように数がふえたことは決して不幸なことではない。虐待の数が多いのは不幸なことではあるんですけども、それが表面化しないことの方が不幸であるというふうに捉えられますし、表面化することによって解決の取り組みがなされるということで、そういった視点は私は非常に重要であるなというふうに思いますし、それからもう一つおっしゃった滞納の問題ですね。税金でありますとか給食費でありますとか、そういった部分も、単に滞納があるからこの人はけしからんというようなことではなしに、今おっしゃったように、なぜ滞納せざるを得ないのか、そういったことを、市長おっしゃったようにその背景を見ていく。そうしたら、当然多くはやはり経済的な問題、生活困窮の問題、今の課題が隠れている。その課題を解決することによって、滞納の問題も解決をしていくというようなことがあると思います。そういったこともありますし、それは近年非常に野洲市として、それまでのいわゆる待ちの行政ではなくて、一歩進んでいく、そういった視点で取り組んでおられるということですので、その視点は大事にしていきたいというふうに思いますし、人権に関して言いますと、先ほどおっしゃった不断の努力、これはもう別に野洲市が全て人権を守って

くれるとかいったようなことではなしに、私たち一人一人が人権が自分の権利であるということを認識しつつ、逆にそれが侵害された場合には声を上げていく、そういったことが人権を守ることにもつながっていくのではないかなというふうに思っております。

最後になるんですけれども、市長もおっしゃったんですけれども、さまざまな人権問題あります。部落問題も当然その中に含まれます。行政としては、そういった課題について真摯に取り組んでいただいておりますし、人権行政というのは総合行政であり、課題解決に向けて市内の連携はもとより、さまざまな機関や団体、個人等とも連携も必要と考えます。既にそういった取り組みをされておられますけれども、そういった手法を持ちつつ、人権行政が今後一層強化、充実されることを期待しております。

最後になるんですけれども、人権問題解決に向けて、施設というのは重要な役割を果たします。これはどの人権問題についても言えることであるかなと。拠点というのは大切であるなというふうに思っております。

特に、部落問題については、地域の拠点施設は、過去地区内の当該地区所有者が、部落問題の解決の拠点になるのなら土地を提供するとして、行政に託した土地に建てられたものであり、行政と地元とのパートナーシップによってできたものです。そのことを勘案され、課題解決に向けて、隣保館の今後について考えていただくよう要望しまして、私からの質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（梶山幾世君） 暫時休憩いたします。再開を午後 1 時といたします。

（午前 11 時 27 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（梶山幾世君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

開会時に遅参議員 1 名の報告をさせていただきましたが、当該議員であります高橋議員より、病気療養のため欠席したいとの申し出があり、これを許可しましたので報告いたします。

暫時休憩いたします。

（午後 1 時 00 分 休憩）

（午後 1 時 27 分 再開）

○議長（梶山幾世君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております議場でのスマートフォン等の携帯電話の使用につきまし

ては、議員にあっては現在持ち込みを自粛いただいておりますが、このことの執行部への周知は十分できていないものと認識いたしております。したがいまして、議会の会議においてこの点を協議していただき、一定の共通認識の上に立ったルールの明確化を図りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(発言する者あり)

○議長(梶山幾世君) それでは、通告第12号、第14番、鈴木市朗議員。

○14番(鈴木市朗君) それでは一般質問をさせていただきます。大きく分けて2題の質問をさせていただきます。

まず、国道8号線野洲栗東バイパス早期開通に向けてでございます。

この事案につきましては、既に皆様方早くからご存じだと思いますが、長期間かかっております。今現在、国道8号線を見ますと、あのような渋滞で名神栗東まで行くのに約半時間かかるというようなことでございます。ちなみに、この栗東野洲バイパス線が完成すれば、約5分間ぐらいで栗東インターチェンジまで行けるというそういうような高規格道路でございます。まさしくこの半時間対5分というのは、私思いますのに、昔の言葉でよく言います「時は金なり」という言葉がございます。ですから、その25分の時間を無駄にする。そしてまた、エネルギーも無駄にする。本当にこの5分間という時間で行けるということは、まさしく「時は金なり」というような思いを持ちまして、私は一般質問をさせていただきたいと思っております。

昭和57年度に事業化決定され、同年4月に大津湖南地域幹線整備促進協議会が設立されました。平成12年5月に起点、野洲市小篠原妙光寺、いわゆる8号線沿いのキセ石材さんあたりだと思いますが、それで部長よろしいですか。キセ石材さんあたりを起点といたしまして、終点を栗東町手原、栗東名神インターチェンジでございますね。延長4.7キロ、道路幅員幅4メートルで都市計画決定されました。

平成24年2月に、野洲市長を先頭に守山栗東市長による国道8号線野洲栗東バイパス整備促進期成同盟会設立により、事業が一気に加速したと私は思っております。

また、平成20年までに全線の道路測量を完了し、現在地元設計協議、用地幅杭打設対象11地域のうち、9地区で幅杭を打設、7地区で用地測量を実施。27年度は全線用地幅杭打設に向けた地元設計協議が進められ、用地測量、用地買収を推進される予定でございます。

全体的に見まして、測量済み67%、用地買収16%、当市域、妙光寺から野洲川の区

域ですね、1.9キロメートルのうちで、妙光寺、大中小路、小中小路、七間場、オリベスト等の区域が対象となり、以上の地域の皆様には深いご理解をいただいておりますことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、この事業を完遂するまでに、今、私が申しあげました以外に、公安協議が6カ所ありますね。平面交差の協議が6カ所。それから高压鉄塔が2カ所、この移設があります。これらを含めて、大変な事業だと私は思っております。

そしてまた、この道路の詳細を申し上げますと、構造企画といたしましては第3種第1級でございます。速度制限は80キロでございます。車線数は、先ほど申しあげました4車線。標準幅員は4メートル。1日の交通量が、ざっと3万3,200台というような計算をされております。

そうした中で、さまざまなこれから取り組んでいただかんらん部分が出てきておりますが、たちまち野洲の区域だけに関しまして、先ほど申しあげました妙光寺、大中小路、小中小路、そしてまた七間場、オリベストとの区域の細かな質問をさせていただきたいと思っております。

では、最初に妙光寺地先についてお伺いしたいと思います。文化財の発掘調査の現状は今どうなっておりますか。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 妙光寺地先の文化財発掘調査の現状についてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成26年度に用地買収された国道8号から市道市三宅妙光寺線までと、その西約90メートルまでの農地を対象として、滋賀県教育委員会文化財保護課により試掘調査を実施され、ほぼ全域で遺跡が確認されました。

この試掘調査結果に基づき、平成27年、今年、5月14日から、滋賀県が委託されました公益財団法人滋賀県文化財保護協会が、国道8号から市道市三宅妙光寺線までの間について、平成28年2月末までの工期で発掘調査を実施しております。

現在、本年度調査予定地の約4割が調査終了したと聞いております。古代を中心とする遺跡が検出されているものの、密度は高くなく、当初の予定より早目の進捗状況であると伺っております。

以上、回答といたします。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 今90メートルということでお伺いしたんですが、今現在、予定地のところにはフェンスが張ってありますね。その前後の東側が90メートルか、道路を入れて西側に90メートルか、その辺はどうなんですか。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 市道市三宅妙光寺線から野洲川側の西側約90メートルの間ということをごさいます、その先には旧の妙光寺の公営住宅等がございました。その間ということをごさいます。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 今お答えいただいたところは、平成28年度2月末で完了ということでお聞きしておりますが、それから先線の西側ですね、恐らく妙光寺から今度は大中小路、小中小路とずっと入っていくわけですね。こうして見てみますと、26年度に90メートルというような進捗状況ですね。そうすると、とりあえず最終の小中小路、七間場まで行くと、どのようなこれ手順になっていくのか。例えば、小中小路なんかですと、もともとは河原というようなそういうような存在だと私は思うわけなんです、そういう部分は試掘等でいいのか、全掘していかんなんなのか、そういう方には考えていかなだめですね。それで、今、文化財の方では、このバイパスの法線に係るところは重点区域になっているのかなっていないのか、その辺も合わせてお伺いしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 済みません。試掘の終わっている範囲の中で現在本掘をされている区域が市道市三宅妙光寺線までということ、来年2月までということをごさいますけども、その先、市道市三宅妙光寺線から先ほど申しあげましたその西約90メートルの間でございすけども、この間につきましては試掘は済んでおるわけですけども、今後いつの時期になるかというのははっきりは私どもはわからないんですけども、本調査が行われるという予定であるというふうに伺っておりまして、さらに、今、議員さんお尋ねいただきました野洲川方面に当たる大中小路と小中小路につきましては、買収後に高架の橋脚部分や側道部分を対象とする試掘調査を滋賀県教育委員会文化財保護課が行う計画です。試掘調査によって遺跡の広がり確認された場合には、国土交通省と発掘調査について協議されると伺っております。

もう一点申し上げますと、小中小路のあたりについてお尋ねいただきました。

確かに、以前は河原ということだったか、ちょっと私もわからないですけど、済みませ

ん。河原ということでございましたけども、田んぼの部分については圃場整備の際に箇所数としてはかなり少ないんですけども試掘がされておりまして、そのときには余り出土はなかったというようなことで、結果については現在も残っております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 敷地については余りというような言葉があったように回答がありましたけれども、余りというのはどの程度の余りと理解したらいいんですか。言葉尻を拾うわけじゃないんですよ。例えば、瓦が1枚出てきたとか、どういう程度ぐらいのものだったのかなという確認だけです。そんな難しいことを考えてくれんでもいいと思いますので。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 文化財が埋蔵されている部分につきましては、埋蔵文化財包蔵地というような形で地域指定されているわけですけども、今申し上げました小中小路のそのあたり、圃場整備の田んぼの部分ということになるんですけども、その地域には指定されておられません。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 今の質問は①、②も含めてお伺いしたような感じになっておりますので、次に③ですね。ちょうど今のこの市三宅妙光寺線、国道8号線へ出る手前の左側に小さな塚があったんですよ。これ、私自称中畑古墳という自分でつけた自称名で出していますけど、この中畑古墳との関連というのはどのように今位置づけされていますか。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） ただいま中畑古墳ということでお尋ねをいただきました。この古墳につきましては、妙光寺の字塚越に所在している古墳であるというふうに考えますけども、塚越という漢字ですけども、一里塚の塚、土への塚ですね、それと山を越えるとかの越えるで塚越と書くんですけども、妙光寺塚越古墳というふうに呼んでおります。市道市三宅妙光寺線の拡幅工事に先立ち、平成13年あるいは14年度に野洲市教育委員会で周辺部の範囲確定調査を行いました。その結果、石室と墳丘の一部が高まりとして残っている以外は広がり確認されておりません。6世紀末ごろの円墳と見られ、南の市道市三宅妙光寺線や国道8号パイパス計画地までは広がらないと考えております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） そうすると、この塚越古墳、16世紀末ということで今お聞きしたんですが、これはどうなんですか。例えば、考古学的に見ても存在価値というのはどのように判断したらいいんですか。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 先ほど申しあげました平成13年、14年度に範囲の確定調査が実施されておりました、その際に墳丘部の一部調査も実施されたということでございまして、少し出土物が確認されている。その時点では一部調査ということでしたので、一部出土物が確認されたという状況でございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） いずれにしても、事業を進捗する場合に、考古学的なものが出土してきますと、かなり時間的に誓約される部分が、一般開発でもそうなんですが、特に公共事業に関しても特に言えることは、非常に時間がかかるということで、これも教育委員会としては事業部の方と速やかに連携をとりながら、支障のないようにやはり極力努めていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、次に2番目の大中小路、小中小路の件につきましてお尋ねします。

まず、幅杭の打設時期はいつになりますか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 大中小路、小中小路の幅杭の打設時期につきましては、平成26年の2月に実施をしております。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） そうすると、大中小路、小中小路はもう既に平成26年の2月に完了しているということですね。わかりました。ご苦労です。

そして、②の部分として、農道設置の有無というので、地元の方ではその農道設置をしてくれというような要望、それがあつたのかなのか。あつた場合はどのような形で農道を設置されるのか、詳細の説明を求めたいと思うんですが。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 農道設置の有無でございますが、大中小路の方は農道は

要らないというふうに冒頭から確認をしておりました。小中小路の方は農道も含めてというふうなお話がありましたので、地元へ行って説明をし、自治会と協議をした結果、最終的には農道はもう設置しないという方向になりましたので、農道は設置はございません。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） この部分については、圃場整備がされている部分ですから、新たに農道を設置するということは、これは経費の無駄にもなりますし、時間的にも制約があると思いますので、この両地域とも要らないということが賢明な判断であったと私は思っております。

それでは③の用地買収の推進ですね、この期間はどれくらいの期間でもって用地買収にかかれる予定ですか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 用地買収の推進と期間の詳細であります。一応用地買収の推進につきましては、今月下旬から来月下旬にかけて地権者説明会を実施する予定であります。今後、地権者ごとに補償額の提示を行いまして、個別に用地協議を行っていく予定であります。地権者から合意が得られれば、今年度中に大中小路、小中小路地区の田畑の用地買収を完了するという目標を持って取り組んでいるところでございます。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） えらい頼もしい目標をお聞きしましたので、私も心強く思っております。

今、答弁の中で、ちょっと気になったことがあるんですね。これは個別に対応することなんです、これはどうなんですか。例えば、国交省の用地買収費用というのはこれはもう統一されているわけですから、どう言うんですか、今までよく言うごね得とかそういうようなケースが公共用地取得の場合はそういうことがありましたが、皆さん統一の単価でもって買収に当たられるんでしたら、戸別訪問しなくても、その用地にかかわる方に集まってもらって、そこで一堂に話をされたら、時間的なロスもなかろうかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。個々に単価が違うわけですか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 今の標準価格というものについての説明は地権者全員の場合で説明をさせていただいております。これは妙光寺の例でも同じです。ただ、今、議員が言われたように、一括調印ということではございますけれども、やはり一人一人、いわ

ゆる個人個人で今の接道要件なり、あるいは残地の問題、そういったことで、その標準価格にいわゆる上乘せというような形での個人さんとの契約調印になりますので、契約につきましては、調印につきましては個別で妙光寺もやらせていただいておりますので、今回の三上地区についてもそういった形になるというふうに思います。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 今の回答では、標準価格というのは、これは同一だと、皆さん一緒だと、これはよくわかります。私もこれはちょっと後で質問しようかなと思ったんですが、当然不整形地が出てきますね。ですから、そういうものを加味した部分を個々に上乘せしていくというような解釈でいいわけですか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 多分、今言われているのは残地補償の件だというふうに思います。

ただ、今も申し上げましたように、私も妙光寺のときの話をさせていただきますと、やはり一筆を買収する買収ではございませんので、線状で買いに行きます。そうしたことによって、残地が残ります。その残地の面積が、いわゆる狭小になったり、今言われたように不整形という形になったりして、もとの価格、いわゆるもとの価格よりいわゆる価値が下がるというようなことがございます。そういったときには残地補償というようなことが妙光寺でも行われたと。ただ、今も申し上げましたように、これは個別で国道さんと一緒に行って説明責任を果たして、残地補償をするかしないかも協議の範疇にあるということでございます。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） よくわかりました。

では3点目に、七間場ですね、3月に行われた事業説明会の内容と事業推進に向けた取り組みはどういうような形になりますか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 七間場への取り組みであります。今、議員言われたように、3月に13日と14日に七間場で住民を対象に説明会を開催させていただきました。説明会におきましては、今さらではございますけれども、模型を会場に展示し、また、事業概要、道路構造についてCG、いわゆるコンピューターグラフィックを交えながら国道事務所より説明を行っていただいたところでございます。

今年度につきましては、7月の28日に地元役員と環境問題を中心に意見交換をさせていただいたところでございます。今後も引き続き事業推進に向け説明会を実施していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） いろいろとご苦勞をおかけしております。どうですか。この七間場の方々の反応というのはどういうように感じられますか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 最近、今言う7月28日の説明会等で地元の反応ということではございますけれども、特に今申し上げましたように環境問題、そしていわゆるアスベスト処理というものが住民さんからは言われています。そういった中で、環境問題につきましてはやはり環境基準というものがございますので、それに基づいた対応は国道の方でもしていくということで説明をしていただいているところでございます。

そしてまた、今のアスベスト問題につきましては、これは従来から地元七間場からは出ている問題でございまして、ともかく石綿含有廃棄物処理マニュアル、そういったものがございます。そしてまた、アスベストを処理する作業員に対しても、飛散漏えい防止対策というマニュアルがございますので、それぞれのマニュアルに従って処理を進めていくということで国道の方からも説明をしていただいて、今の段階ではご理解をいただいているというところでございます。

そして、非常にありがたいお話が一件あったのは、3月に実施をさせていただいた方で、いわゆる模型を見て感動したと、これは絶対早くやってほしいという声も聞こえてきたところでございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） いろいろとご苦勞をおかけします。

アスベスト問題については、次の4番のオリベストに関係してくると思いますが、次のオリベストさんの方に入らせていただきます。

オリベストさんは、補償調査等大事な課題がかなりあると思うんです。この補償調査ということについて、どのような調査機関で調査されるんですか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 補償調査の機関についてでございますが、これについま

しては滋賀県国道事務所におきまして補償調査を専門にやられている業者、これによる競争入札で決定をされております。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 国交省の関係の専門業者ということですね。そういうことですね。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 国交省の専門業者ということでなくて、いわゆる補償の調査を専門的に行われている業者を競争入札。この競争入札につきましては簡易公募型競争入札というもので決定をされております。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 当然、そういう形になろうかなと思うわけですが、そのときに、査定が出て、必ずしもその査定に沿ったことでオリベストさんは同意をしてくれるか、してくれへんか、その辺が大きな論点になっていこうかなと思うんですね。ですから、その辺は、市としてもやはりオリベストさんも当時町の時代から今の市になっても、そこそこ貢献をいただいている企業だと私も思っておるわけです。ですから、どういうんですか、お互いが納得のいける、そういうようなものは市としてはどのようにお考えなんですか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 今も申し上げましたように、そういった専門業者である一定の評価というものを出してこられると思います。その中で、4点目の③に物件補償はというようなことをお聞きいただいているんですが、ただ、今現在、物件補償についても国道さんも現在精査をされている、その成果物に対する精査というものをされております。そういったものを我々にはまだ補償額の提示がまだ示せられないというふうにも聞いております。そういった意味も込めまして、今後いち早くオリベストさんとそういった精査された補償金額の提示ができるように、我々も国道さんにも協議をして、一日も早い決着をしていきたいと、このように考えております。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） まず、従業員の方にはやっぱり生活もかかっている。今日まで地域にさまざまな貢献もされています。こういうことで、まずは従業員の生活を脅かすようなことがあっては、これは一番まずいことですので、これはやっぱり市としても速やか

にオリベストが代替地で操業できるような方策も考えていかないとだめだと思うんですね。

次に入りたいと思いますが、まず、物件補償はということで、これは当然、今のオリベストとか、先ほど申しました圃場整備による不整形地の補償とか、そういうものは、私物件補償ということで③で上げさせてもらったんですが、ごめんなさい。③に入るまでですね、②が抜けていましたので、これが一番大事だと思うんです。

今のオリベストさんの代替地ですね、その方向性はどのように考えておられますか。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 代替地に向けての取り組みについては、一応オリベストさんから6ヘクタールという要望をいただいております。その要望場所についても、現在農用地でありますし、事業の推進ということから、都市計画区域の随時変更による市街化区域の編入をして、工業用地として造成ができるように、今、国と県の担当課と協議を行っているところでございます。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） そうしますと、この都市計画による編入ですが、これはあくまで工業区域としての変更なんですか。それとも準工とか、さまざまな部分がございますが、工業区域としての編入なのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） あくまで、今回、都市計画の県の随時変更ということでございますので、今も申し上げましたように、事業の推進、国道8号野洲栗東バイパスの事業の推進ということから、今の随時変更を県に申し、ご理解をいただいたということでございます。

用途につきましては、ここは今も申し上げますようにオリベストだけではございませんので、先ほど来、起点がキセ石材というようなこともございます。実際、起点はタカラさんからなんですけども、キセ石材さんもほとんどかかります。だから、そういった意味も踏まえて、我々は用途をこれから何にするかというものについてはこれからの課題かなと、検討していく要素であると。ただ、今も申しましたように、今回の随時変更の理由は工業用地という位置づけで県と協議をさせていただいているところです。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） この6ヘクタールというのは、今、回答いただきました工業区

域ということで考えていったらいいわけですね。

(「はい」の声あり)

○14番(鈴木市朗君) あとのタカラさんとかキセさんとか、そういうようなご商売もされている部分がございます。それはこの6ヘクタール以外に考えていくわけですね。その面積はいかほどぐらいに考えておられますか。

○議長(梶山幾世君) 都市建設部長。

○都市建設部長(和田勝行君) オリベストさんからの要求面積というのは6ヘクタールです。ちょうど今、その位置というものが今度のバイパスと新幹線の間、いわゆる新幹線側の農用地というところでは。

6ヘクタールでいいますと、ちょうど小中小路の十組さんの間にまだ農地が残ります。我々としては、できるだけこの今回の随時変更も合わせて何とかその6ヘクタールにこだわらず、そのエリアまで、何とかこの随時変更で持っていきたいとは考えておりますけれども、これはこれからの協議かなというふうに考えております。

○議長(梶山幾世君) 鈴木市朗議員。

○14番(鈴木市朗君) いろいろとお聞きしましたが、不整形地の補償、あるいは不整形地の筆数、面積等を本当はお聞きしたかったんですが、筆数まではこれからの協議、面積もこれからだということは理解しております。事業費の総経費は29億ということは先ほど私の方も申し上げましたので、これには触れていきません。

36年に国体が開催されますね。36年ですね、国体が。このバイパスの完成予定が平成34年ですね。ですから、この国体に向けて、やはり早期に完成させていただきたい。

前段に私が申し上げましたように、市民生活の幹線と道路渋滞が当然解消されます。そういうことも喫緊の課題として、一日も早く開通するように、ぜひとも市長と部長、また関係職員さんの方で力を合わせて、一丸となって取り組んでいただきたいということを切に希望いたします。

次に、2題目の子どもの安全、安心についてお伺いをしたいと思います。

8月の13日ですか、寝屋川市で中学1年生の男女が、本当に口では言いあらわせないというような残酷な姿で発見されております。本当に、この男の子、女の子のご冥福を心よりお祈り申し上げたいと思ひまして質問をさせていただきます。

社会では、子どもの安全が脅かされる事象がマスコミを通して頻繁に報道されています。これらの事象は、一般的な社会常識では考えも及ばず、それを予言することはできないも

のであり、どうして防げばよいのか思案に余ります。この世情に鑑み、本市においても大人から子どもまで全ての市民が安全、安心を常々意識し、命が担保された日常を過ごすための啓発施策を展開すべきと考えます。

そこで、お伺いしたいと思います。子どもの社会背景に関連して、当市の啓発施策の実施状況はどのようにされていますか。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 鈴木議員の子どもの安全、安心についての啓発施策の実施状況をお答えいたします。

野洲市におきましては、地域で組織をしております各学区青少年育成会議、野洲市全体としての青少年育成市民会議、補導委員を中心に青少年の健全育成、それから環境浄化活動を行っております。

主な事業といたしましては、平成26年度7月と11月に愛の声かけ運動を実施いたしました。また、毎週金曜日に愛のパトロールを実施しております。また、小学校区ごとに、地域別関係者懇談会を実施いたしまして、いじめや薬物関係の情報提供と啓発について開催いたしました。

各小学校におきましては、民生児童委員や老人会などの方々の協力を得ながら、スクールガードとして登録をいただき、子どもの登下校の安全を見守っていただいております。また、スクールガードリーダーという方がおいでになるんですが、そのスクールガードリーダーにより子ども安全教室を開催いたしまして、不審者に遭遇したとき、合言葉の「いかのおすし」や「こどもSOSホーム」に駆け込むなどの対応の仕方をロールプレイングを通して、直接子どもたちに指導をしていただいているところでございます。

スクールガードの方々に対しましては、実際の事案を取り上げまして講義をしていただいております。子どもの命を守るためにどうすればよかったかについて、保護者、地域、学校それぞれの立場で考える講習会となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 当市においても、子どもを守るためにさまざまな形でご苦勞をいただいているということは、今、教育長の方から答弁いただきまして、本当に今、野洲の子どもがこうして元気でいられるのも、この方たちの支えがあってだからこそと私も思っています。

今、教育長の方が「いかのおすし」ということを申されましたが、実は私もこの「いかのおすし」というのを挙げてきました。「いかのおすし」ですね。これは、群馬県の警察本部がホームページで出しているやつですね。「いかのおすし」。群馬県警です。こういうおもしろい一つの、おもしろいと言ったらちょっと失礼な話ですが、「いか」「いかのおすし」の「いか」。知らない人についていかない。「の」ですね。乗らない。知らない人の車に乗らない。「お」ですね。大声で叫ぶ。「助けて」。大きな声を出す。「す」ですね。すぐに逃げる。怖かったら大人のいるところへすぐ逃げる。これが「おすし」の「す」です。「し」が、最後の「し」が、知らせる。どんな人が何をしたか家の人に知らずということがこれがよい子の皆さんへという一つの群馬県警が出している群馬県の標語と言うと何ですが、啓発にかかわる標語でございます。

今、教育長がちょっと触れられましたから、私も同じものを持っていましたので、くどいようですが説明させていただきました。

そこで、私ちょっと一件提案をさせていただきたいと思います。

現在6コースによる市内をくまなく通るコミュニティーバスが運行されています。6コースバスに啓発標語をマジックかなんかでぽんと張りつけるという磁石ですね、ああいうようなことはどうですか。何も運行バスだけじゃないんですよ。タクシー会社のタクシーにもお願いしてもいいし、主要なバスにもお願いしてもいいし、そういうような啓発標語を考えていけばどうなんですか。「お乗りやす」だけじゃなしに。「お乗りやす」は誰もわかることですから。そうすると、年間、少なくとも5万何人が利用している。その方たちはいつも目にできる。市内を循環していたら、その標語ポスターが目に入ります。ですから、そういうことも1つのアイデアとしてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） ご質問がコミュニティーバスと記載していただきましたので、私が代表してお答えさせていただきますが、磁石のプレートがありますよね。あれがすぐ風で飛んでしまいますので、コミュニティーバスで、その標語じゃなくて別の路線を表示するかそういうことを考えたときに、その業者さんと話したことがあるんですが、風で飛ぶと危ないということをいただいています。そうすると、ラッピングバスとかああいう形になるんですけども、そこそこ張るものの耐用年数とかも考えなければならないし、標語自体は初めは認識されると思うんですけども、だんだん意識が低下するということをお考えますと、更新もせなあきませんので、ある程度の経費をかける必要がございます。ち

よっと今のところは経費の問題から事業化が困難ではないのかなと考えます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） よくわかりました。あなた、経費と子どもの安心、安全とどちらを優先しますか。まずそれを私質問します。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 当然、命より重いものはないので、どちらかと言われれば、それは子どもさんの命なんですけれども、事業をするからには費用も要りますので、そのことをちょっと申し述べたのでございます。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） そのような認識が当初からあれば、野並議員の消防のホースじゃないが、もうちょっと真面目に答えなさいよ。何も今すぐしろと言ってないんですから、もうちょっとあなたも子どもたちを守っていくというそういう姿勢になりなさいよ。私はすぐせいとは言っていないですよ。6コース全部すぐせいとは言っていないです。できるところからやって下さいということなんですよ。そういうようなどういうんですか、冷たいような市民部長では、私としても質問しがいがありません。そのことについて、もう一度答弁を求めます。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 重々注意をしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 今の言葉を信用しますので、これからは市民部として、やはり子どもたち、子どものためじゃなしに、やはり弱い方について、できるだけことはやっぱりしていくと、そういうような認識になって行政運営をしてもらいたいと私は思っております。

教育委員会の方に次に入りますが、まあまあ何とか今の話だったら時間をかけてでも前向きにというような回答をいただいたようなことですので、その標語は小中学生に募集して、どうしたら簡単明瞭に啓発ができる語句が完成できるのかなということを小中学生に募集してはいかがですか。

○議長（梶山幾世君） 答弁、一応市民部長で聞いているんですけども。

○14番（鈴木市朗君） そうですか。どちらでもよろしいです。小中学生としたから、

僕は教育委員会かなと思ったので。どちらでも。

○議長（梶山幾世君） 教育長、答えていただくことができますか。

教育長。

○教育長（川端敏男君） ただいまの啓発の標語ですけれども、現在防犯やあるいは交通安全に関する標語につきましては、全国の防犯協会連合会や各関係団体で主催をされておりました、市内の小学校へ募集案内がされております。全ての学校ではございませんけれども、夏休みの宿題として一項目そういった標語を書くようにというようなことを勧めている学校もありますので、現在市全体で全ての学校でそういったことはできたらやっていきたいと思うんですが、現在のところは夏休み中に1校だけの取り組みということになっているというふうに聞いております。

なお、そこで優秀な標語につきましてはポスター化されて、掲出をされていると、そんなふうに聞いているところでございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 連合会の方で募集をされるということで、夏休みの宿題の一環として案内が来ているということですね。こういうようなことでは、その休み時間のオリジナリティーがないと思うんですよ。やっぱり私らがつくったというようなことで、例えば中学生だったら中学生で、生徒会という活動組織が一つあるんじゃないですか。活動組織がね。ですから、学校としても、教育委員会としても、生徒会にこういうような事案があるんだけどどうですかというような、そういうこともやっぱり一つ投げかける必要があるかと思うんですよ。寝屋川の子どもたちが、中学1年の男の子と女の子なんですよ。ですから、そういうような学校には立派な組織があるわけですから、そういうことも子どもたちにやはり学んでもらう一つの教育だと思うんですが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ただいま鈴木議員のご提案はそのとおりだというふうに思っております。

確かに、中学校になりましたら自分で危機意識といたしまししょうか、事故から自分自身を守るそういう力をつけていかなければなりません。大人から言われて守っていただけでは、本当の危機回避能力がつかないと、そのように思います。

したがいまして、今おっしゃったような生徒会等を中心にしながら、自分たちの命は自分たちで守るんだ、お互いに声をかけ合いながら守っていくんだというようなそういう取り組みは、これは非常に大事だなと、そんなふうにお伺いしましたので、また校長会を通しながら、生徒会での実践活動に結びつくよう指導をさせていただきたいなと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） それは教育長、中学生になったら自分のことは自分で守るといふのは、そういうことができれば寝屋川のあんな事件は起きないんですよ。

これは私の経験なんですけど、私たちの若いとき、もうちょっと年代は忘れましたが、昭和40年代、ちょうどこの郷土力士の蔵間が関脇になっていた時分です。40年ちょっとくらいですかね、野洲中の子どもが殺傷事件を起こしたことをご存じですか。子どもたち同士が殺し合いしているんですよ。そういう事件が現に野洲で起こっているんですよ。ですから、本当に中学1年生の14歳、13歳の子どもが、自分のことは自分で守れるといふことは、これは到底私は理解できないですね。本当にそれができる、全国の子どもがそれができるんだったら、あんな痛ましい事件は起きないと思います。そういうことを未然に防止するために、私はこういうことを投げかけているわけですからね。そういうことについて、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今の中学生がそういう能力があるかどうか、ちょっと十分な把握はできておりませんが、やはり危機意識の向上とか、危機管理能力を高めるといふのは、小学校の低学年の場合はやはり保護者、あるいは周りの大人がしっかりと見守ってやっていただかないとだめだろうと思うんですが、小学校の中学年以上、特に4年生以上と言っているかも知れませんが、4年生以上からは、やはり自分の力でここは危ないんだとか、ここへ行けば危険だなといったようなそういう力はやはりつけていく、危機回避能力をつけていくというのは、これはやはり大事だろう、そんなふうに私は思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 教育長、少なくとも野洲の小中学生がこのような事件、事象が

起きないことを私も祈っておるわけですが、教育委員会としてもさまざまなことで犯罪防止に努めていただいております。そのことについては私は感謝をするところでございますが、標語の募集はさまざまなことがあると思いますが、いじめも含む子どもに絡む事件が多いことに鑑み、子どもたちがみずからの命を考える動機づけ、今、教育長がおっしゃいましたみずからが自らの命を考える動機づけとしても有効と私は考えております。ですから、教育長がおっしゃっていることも最終的に私が申し上げることも、一緒というような原点に戻りつくわけですね。ですから、このバス標語も私が申し上げましたそのような感覚と言ったらなんですが、子どもたちにそのような生きる力、危険を防止する力を、この子どもたちみずからが考えるようにして下さい。

以上で終わります。

○議長（梶山幾世君） 次に、通告第13号、第2番、稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 野洲市議会第1会派、野洲政風会の末席を汚す一員であります2番稲垣でございます。

現在、野洲市は市長側と議会側の意思疎通が十分に機能しておらず、信頼関係が担保されているとは言いがたい状況にあります。現在、関ヶ原の戦いから約400年になりますが、官僚の石田三成と武士の徳川家康の対立を模倣するかのごとくであります。市長には、対話努力により議会の機能向上に向けて対処いただくよう申し上げ、一般質問を始めさせていただきます。

平成28年10月における野洲市長選挙3選目の立候補についてお尋ね申し上げます。

山仲市長におかれましては、再来月で就任8年目を迎えられる。野洲市政の特に評価すべき点は、民主主義の基本である情報公開に積極的であること、また就任前に比べて市役所内の綱紀粛正が図られていることが挙げられると思います。この点、市民になりかわり、深く敬意をあらわすものです。

さて、来年10月に実施される市長選挙に3選目を目指し立候補されるご意思はおありでしょうか。あるのであれば、その決意をお伺いします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の来年の選挙への意向についてのご質問にお答えをいたします。

まだ答えるのは早いと思います。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今日の野洲市には強い指導者が求められております。就任7年の在職を振り返り、特に行財政改革、農業、漁業、商業、観光文化事業の振興、そして社会的に立場の弱い人たちの生活権の向上等における実績を踏まえ、総括をお示し下さい。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 7年の総括ということですけど、今、一生懸命走っていて、総括する時間はございません。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 通告書に記載してはありますが、山仲市長には強力なリーダーシップを発揮していただいて、野洲市の進むべきビジョンを持って市民に夢と希望と活力を与え、市民づくり、まちづくりに関し強力にして具体的な政策と信念を市内外に強く示し行動すべきと思いますが、この点に関しては就任より常に積極性に欠け、それが各議員からの新規事業案件に対する反応にもあらわれていると思いますが、その点、市長の見解をお伺いできますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと質問のご趣旨がわからないんですけども。趣旨がわからない。答えられない質問だと思います。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、結構です。

では、次に移らせていただきます。

昨年に引き続き、女性の部長級職員はゼロ人であります。女性の声を市政に反映していくことの大切さを日々感じており、来年度は女性の部長級職員の登用について、女性の社会参画枠という観点からも実施すべきと思いますが、見解を市長にお伺いできますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 女性の活躍、あるいは特に部長職ですけども、今年度も大分努力して組織と議論したんですが、やはり該当者がありませんでした。かなり努力しました。

常々言っていますように、やはり入って1年、2年とかいう話と違って、20年、30年超えてという役職ですから、絶対人数の問題、キャリアの問題があります。来年については、これも組織できちっと上から下から評価してやっているもので、現時点ではまだ人事の評価が出ていませんから、何とも言えません。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） . . . . .

子を持つ母親の視点というのはなかなか我々には十分ではないと思うんですけども、その角度からも、任用に向けて、今現在、次長級女性職員は3人ですか、任用に向けて前向きにその点も含めて検討いただきたいと思うんですが、再度答弁求めます。お願いします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何を調べていただいたか知りませんが、私就任以来、最大限努力しているつもりです。

前もお話ししたと思うんですけども、私が就任する前は、野洲市の中で夫、妻が働いておられたら、暗黙の了解で、男性が管理職になった、一般的には男性の方が年上ですから、女性は退職することになっていました。私が知っている人もそうだったので、暗黙の了解が存在するのかと就任してすぐ聞きました。あるということだったから、それは絶対にやめると。これはご存じですか。暗黙の了解があったんですよ。

今年もある会合があって、管理職の会に夫婦で出てくれていた職員に話したら、そうでしたと言いましたし、現在、野洲市ではおおらかに管理職会があったりしても、夫、妻両方が管理職であっても何の問題もない。でも7年少し前まではそれがあったんですよ。管理職以前じゃなしに、一回調べて下さいよ。それを廃止したのは私ですよ。それなのに、努力せいと。実態見てからやっぱり質問するものだと思います。

以上、お答えとします。意欲、それに関してはやる気満々ですから。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 済みません。今の暗黙の了解というのは私もちょっと済みません、勉強不足で知らないなので、もう少し教えていただけますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 職場の風土として、野洲町なりでいわゆる共働きをしておられたら、どちらかが管理職になったら、まだ管理職でない方はやめる。一般論でいえば、夫の方が早く出世しますから、妻はそこには、職場にはいない。これは単なる行政職だけじゃなしに、保育士さんでもそれをやっていた。私も何人もその例を知っていますよ。これを許してきたのは、野洲の人権と環境の野洲ですよ。こんなことは余り言いたくなかったけども、山本議員は知っておられるかどうか知らないけど、私は実態を知っているし、なったときに確認したら、暗黙の了解があったということですから。いや、そういうもの

ですよ。これまだ結構、滋賀県庁でも昔はあったんですよ。だから私はそういうことがあるかないか。これは私が言っている話じゃなしに、かつての、特に公共職員職場では、いわゆる税金でサラリーをもらっている、税金で夫婦が仕事をしていいのかという、これは私は認めない。でも、ある時期まで、そんな昔じゃなしに、まだ多分あるかもわかりません、全国探せば。それを組織内で、私は今初めてこういう場で言いますけども、そういうルールを絶対認めないと。まずそこからですよ。人権とか差別だめだと言っているんですけども、本当にまだ慣習レベルでいっぱいあります。だから、決まっているとか決まっていないとか、そういう物事じゃなしに、社会習慣とか風習とか、そういったことでまだまだ差別を解消する、対等の立場でいると。

これは、調べてもそうですと言う人はいませんよ。暗黙に身を引いているわけだから。夫が管理職になったら、妻は辞表を出すと。これ以上もう言う必要ないと思いますけども。だから、そこまで物事というのは及んだ上でやらないとだめです。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 済みません。にわかにはちょっと信じがたい事実ではあると思いますが。僕自身ちょっとその辺は自分でも調べてみたいと思いますけど、  
.....  
.....再度答弁を求めます。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 質問の意味がわからない。わかりません。答えられません。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） .....  
.....

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員、個人的なことには触れないで下さい。

○2番（稲垣誠亮君） 失礼いたしました。では、この質問は終了いたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

市三宅の市道に設置されているクッションドラムについてお伺いいたします。

クッションドラムは、車線数が変わるところ、標識のない手前、待避所など、道路との境界など、安全保安用具として設置されていることが一般的であると認識しています。市三宅における下記のクッションドラムの設置理由についてお伺いします。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長(和田勝行君) 稲垣議員のクッションドラムの設置理由でございますが、市道市三宅小南線と市道北口線の交差点につきましては、公安委員会と協議をした結果、いわゆる安全対策として右折だまりにクッションドラムを設置するよう指示がありました。これは地元自治会にも了解を得ているところでございます。

なお、このクッションドラムは、信号が設置されれば撤去する予定でございます。

以上、お答えとします。

○議長(梶山幾世君) 稲垣誠亮議員。

○2番(稲垣誠亮君) 信号の設置の予定はいつごろなのでしょう。

○議長(梶山幾世君) 都市建設部長。

○都市建設部長(和田勝行君) 信号の設置につきましては、一応市民部の方に、生活安全課ですね、我々の方も要求はしております、市民部の方から公安委員会に要望を上げていただいているところです。ちょっと時期についてはまだ定わかりません。

○議長(梶山幾世君) 稲垣誠亮議員。

○2番(稲垣誠亮君) このクッションドラムの前に列決めの駐車場がありまして、この駐車場の利用者からしますと、車種によっては左折が大変困難であると思うんですが、対応策についてお伺いいたします。

○議長(梶山幾世君) 都市建設部長。

○都市建設部長(和田勝行君) 駐車場からの左折対応ということでございますが、この通告書を見て現場を確認させていただきました。クッションドラムを交差点側に移動することによりまして対応できるというふうに判断させていただいて、今、現場はいわゆる交差点側にクッションドラムを移動させていただいております。

以上です。

○議長(梶山幾世君) 稲垣誠亮議員。

○2番(稲垣誠亮君) お答えありがとうございました。

では、次の質問に移らせていただきます。

聴覚障がい者の方の市役所への連絡方法及び助成事業についてお伺いいたします。

聴覚障がい者が安心して豊かに暮らせるまちづくりを推進することは不可欠であり、そのためには、障がいをお持ちの方が自力で市役所と連絡をとることが必要であり、何かをするために代理の方に頼まなければいけないプレッシャーは大きいと思います。現代においては、メールやSNSなど通信手段の発達によって自分一人でできることがふえている

現状は大変喜ばしいことであります。

それでは1つ目、質問させていただきます。

障がい者の方への対応の一つに、情報保障という考えがあります。情報保障とは、障がいがおありの方に対しても、健常者の方と同様に情報を得ることができる状態をつくることとあります。当然ですが、聴覚障がいがおありの方は電話をすることができません。そこで、聴覚障がい者の方の市役所への連絡方法、来庁時における手話通訳者を含めた窓口対応についてお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） それでは、稲垣議員のご質問の聴覚障がいのある方からの市役所への連絡方法につきましては、メールとファックスの2つの方法がございます。メールは専用の携帯電話のメールへ、ファックスにつきましては業務時間内は障がい者自立支援課のファックスへ、時間外及び休日には当直につながる専用のファックスに連絡をいただきますようにお知らせをしているところでございます。

次に、窓口対応につきましては、市役所以外での利用者への支援なども含め、囑託の手話通訳員を2名配置しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） この市役所の聴覚障がい者の方の、もしわかればいいんですけど、どれぐらいの方がこれを利用されているのかと、あとその対応に対しての市民の方の反応とか、もし教えていただけるようであればお願いできますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） それは来庁の数という意味ですか。

○2番（稲垣誠亮君） 全体の数と……。

○健康福祉部長（玉田善一君） 全体の数でいいですか。

手話通訳の業務といたしましては、出勤として昨年度、26年度で242回の手話通訳の業務をしておりますし、また相談業務といたしましては25件対応しております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 済みません。僕、今、それもお聞きしてありがとうございます。

実際の聴覚障がいをお持ちの方の人数というのは把握されてはいらっしゃるんですか。

もしわからなければいいんですが、わかるのであればお願いします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 数の方は、今、資料を持ち合わせてはおりません。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

聴覚障がい者の方々に対し、市役所を除く公的機関や医療機関において、必要不可欠な用務の際に、手話通訳者または要約筆記者を派遣する支援や事業を行うことは必要不可欠であると考えます。これらは時間外、夜間、休日、急病時等でも対応できることが望ましいと思います。緊急時等の対応をはじめ、自由に手話を使ったコミュニケーションがとれるような環境を整備していくためにも、本支援事業は急務だと考えますが、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 今、数等もお答えいたしましたように、支援をしているところでございますし、支援業務につきましては、従来から生活に必要な支援として、市の手話通訳員及び県の聴覚障害者福祉協会への委託とあわせまして、基本的には時間外、夜間、休日。急病時等につきましても対応しているところでございます。ただ、メールやファックスで急な申し出があったときには、他の通訳等が入っている場合など、状況により対応ができない場合もございます。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 次の3番の質問に移らせていただきます。

聴覚障がい者の方が火災や救急、警察などに連絡する場合、普通に電話では話しにくいこともあると思いますが、聴覚障がい者等の方が通報する方法について、どのような方法で通報の仕方等を周知啓発されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 消防や警察への通報につきましては、対象の方には、障害者手帳の交付の申請時に、通報の種類、方法を記載いたしました「障害福祉のてびき」、またメールやファックスによる通報の方法の要領をまとめましたものをお渡しして説明をしているところでございます。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、次の質問に移させていただきます。

聴覚障がい者の聞こえを補う手段として大きく3つの方法があり、手話、補聴器、人口内耳であります。3つとも情報保障手段として共通していますが、補聴器はある程度の聴力が残っていることが必要で、このため、補聴器を使っても言葉を聞き取ることのできない障がいの程度が高い場合には、手話や人口内耳が必要となります。補聴器は、音を大きくするものであるのに対し、人口内耳は音信号を電極によって聴神経に伝えるものであります。体内に埋め込まれた電波の受信器と電極、体外のマイクロフォンスピーチプロセッサから成り、マイクロフォンが外の音声を捉え、体外にあるスピーチプロセッサで音が電気信号に変換され、電気信号は電極に送られ、電極が聴覚神経を刺激すると言葉が聞き取れるようになると言われております。人口内耳を埋め込む手術の費用は高額で、聴覚を取り戻したい人にとって有効な手段であることから、健康保険が適用できます。スピーチプロセッサは、当然のことながら古くなれば交換しなければなりません。さらに、スピーチプロセッサの高出力ボタン電池は月に多額の費用がかかり、利用者の経済的負担はとて大きいものであると聞いております。人口内耳を埋め込む手術の費用及び毎月の電池代がどれくらいかかるのかお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） ご質問の人口内耳に係ります手術費用につきましては、人により状態が違いますので把握はしておりませんが、手術に係ります自己負担につきましては、当該手術が自立支援医療の対象となること、また、自立支援医療の対象外の方も、通常の医療保険の高額療養費の制度により、住民税や収入などの状況によって変わりますが、最終的な実負担額は、生活保護の方は負担がございませんし、生活保護以外で一番低い場合の負担で2,500円から高額療養費での限度額内ということになります。また、毎月の電池代につきましては、概ね2,500円から3,000円程度というふうに承知をしております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今の手術の費用に機械の価格というのは含まれていらっしゃるんですかね。機械の価格は含まれてはいるんですかね。

もういいです。済みません。次の質問に移ります。

次の質問に移させていただきます。

本市においては、スピーチプロセッサの買い替え助成や電池への助成等について、他市を参考に調査研究を行い、実施してはどうかと思いますが、その点お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 他市町村の助成の状況につきましては調査をさせていただきますけれども、助成につきましては、その後検討等を行いまして、政策的な判断となると思います。したがいまして、今ここで助成の実施についての言及はできませんので、ご理解の方、よろしくお願いをいたします。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 政策的判断というのは市長判断ということになるんですかね。お伺いします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 政策的判断ですので、まずは担当課でその必要性等を議論調査していきます。そして、市の庁議等にかけていってということになりますので。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 前向きにご検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。野洲市の公共施設におけるネーミングライツ、命名権の売却による収入確保についてお伺いいたします。

厳しい経済情勢が続く中、税収の落ち込みをカバーする税外歳入の確保策として、公共施設のネーミングライツ、施設命名権の売却に取り組む自治体がふえております。公共施設の所有権、運営方法をそのままにして、施設の名称、愛称の命名権を売却し、企業名やブランドなどを冠した愛称をつけ、維持管理費などの財源を確保するネーミングライツパートナー、スポンサーの募集を提案いたします。

日本において、このネーミングライツが導入されたのは、平成15年3月に東京都の公共施設である東京スタジアムが味の素スタジアム、いわゆる味スタに命名されたのが初めてであり、安定した収入が確保されることになりました。以降、横浜国際競技場の日産スタジアムやグリーンスタジアム神戸のヤフーBBスタジアムへの名称変更など、公共施設へのネーミングライツ導入の動きは多くの都市が採用している一般的な政策です。厳しい財政状況の中、やれることは何でもやっていくべきだと思います。野洲市としても、厳しい財政状況の中で市民サービスを低下させずに公共施設を維持していくためには、新たな

税外収入の確保は必要であり、公共施設のネーミングライツ、命名権の売却導入に向けて前向きに検討してはどうかと思いますが、お伺いたします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の公共施設のネーミングライツに関するご質問にお答えします。

ネーミングライツという手法はあり得ますし、今、例を挙げられたような実績もありますが、かつ、ご指摘のように収入が得られます。

ただ、野洲市の公共施設でそこに該当するのがあるのかどうか考えた場合、具体的に政策として議論していけるもののがかなり厳しいと思います。今挙げられた例も味の素スタジアムとか日産スタジアムですね、小さな自治体でも幾つかやっていますが、実例を見ると、大体数十万円というところですよ。県内はないです。滋賀県も琵琶湖博物館とか美術館やっていたけども、成立をしていません。あれだけの施設でも成立していません。

野洲の場合考えられるのは、体育館のあそこと文化ホール等だと思いますが、他県の同規模というよりもう少し大きい市の例を見ても、あそこですでに100万は多分無理だと思います。年間数十万だと思います。今、野洲文化ホール、否定的に物事を考えているんじゃないですよ。政策をやる場合に、貴重な人と財源を積み増すわけですから、きちっといわゆるフィージビリティを見ないとだめです。今、文化ホールで見ると、小劇場入れてですけど、あそこで6,600万かかっています。そこで数十万いただいて何々ホールということが、市民としてそれでいいのかどうかですね。味の素スタジアムを私は知っていますが、あそこは各種サッカー大会はじめいろんな大会を行っています。いわゆる露出度は高い。PR効果は高い。単なるそこに来る一回数万人の観客だけじゃなしに、特に報道されますから、これが大きいわけですね。テレビ、新聞報道で。だから、それが薄く広く価値を生んで、今見ていたら、味の素が今、幾らか知らないけど、当初5年間で12億と書いていました。やはり、それだけの片仮名で言えばポテンシャル、露出度がないとネーミングライツは成功しないと思いますから、そういうことからすると、野洲でやれる今の2つの施設でもかなり厳しいというふうに思いますから、私否定はしませんけども、物事というのは、何でもやっぱり身の丈を知った上でやらないとだめだと思いますので、検討した結果、やはり私としてはやりたくないとかやらないとかそういう問題じゃなしに、取り組みをするには妥当性は低いだろうというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 10万円台ぐらいしかとれないということなんですけども、実際に需給調査等はされたことは本市ではあるんでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） やっていません。アンケートをとるぐらいはできますし、市内の工業会なんかに打診したレベルでは無理だということです。かなり厳しいです。

余談になりますけど、ちょっとぐらい何かしゃべらんと、さっきからつつけどんだし、敵対しているつもりはないですよ。

○2番（稲垣誠亮君） 僕もないですよ。全然ないです。

○市長（山仲善彰君） いや、違う、あなたとじゃなしに、議会と何か関係がよくないと勝手に決めつけられましたけども、そういうものじゃないし、ちょっと、それともう一つ気になったのは、やはり人権の町からすると、「末席を汚す」という言葉は私好ましくないと思うので、私の質問で言われた「席を汚す」という、席は人が座るものですから、これは少し慎重に使っていただいたらいいと思います。

少し言えば、幾らでもアンケートをとればいいんですけども、いろんな事業者に聞いてもそれは難しいし、かつて京セラの幹部に、大阪ドーム、今、京セラドームのはずですけども、聞きましたけど、かなり厳しいと言っていました。ですから、よほどの施設でないとうまくいかない。京セラドームだけの話ではないんですけども、いろんな関連があっつき合っているというところも実態としてはありまして、本当にビジネスとして成り立っているところがどこまであるかも考えないといけないと思っています。

やろうと思ったら、先進的だというので市の職員に仕事してもらってやったらいいと思うんですけども、応募がなければ、それが誤解をされて評価されるわけですね。魅力がないということで。ですから、数撃って当たればいいというやり方よりは、やはりそれなりのきちとした情報を持って政策実現性のある程度見きわめて私は仕事をするべきだと思っていますから、今のところはやっていませんが、それなりにいろんな方に可能性はあるかというのは私は聞いていますけども、さっき申し上げたような状況かなと思います。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 野洲市は、平成25年の決算で400億円を超える有利子負債、借金を抱えております。全員協議会において僕はふるさと納税による税込確保に向けて提案しましたが、そのようなお金の集め方は邪道だと一蹴されましたが、僕は基本的に税込

確保に向けてできることは何でもやるべきであり、そんなあぐらをかいている状況ではないと思いますので、本当に100万円を超えるような金額で大企業が来てくれないのかどうかは僕ちょっとわからないんですけども、他市でちょっと僕もう少し同じような、野洲と同規模の人口で、大企業がネーミングライツを購入してくれている例をちょっと探して、またこの点は提案したいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。新野洲市立病院の整備についてお伺いいたします。

それでは1つ目の質問に入らせていただきます。

来るべき公共インフラの更新費用と、病院経営による将来の市民負担をどう考えているのかお伺いいたします。

本市では、今後、上下水道管や道路、公共施設の更新費用は膨大なものとなり、それは市民が負担していくものとなります。その金額については20年、30年先も試算した上で本整備を提案しているのかお伺いできますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の公共インフラの整備に関するご質問にお答えします。

今ご指摘の下水道とか共同網含めて、そして学校施設もそうですけども、もともとは公共施設についてはそういった仕組み、そういったと言ったらあれですけど、施設更新の管理に関する仕組みはなかったんですが、ある時点からいわゆるストックマネジメント、アセットマネジメントという制度が入っていますから、下水道等は今それをやっています。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今、下水道の点でちょっとご回答いただいたんですけど、公共施設等に関してはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 他の庁舎等の公共施設は、ご承知のように今年度予算がついて施設の管理計画をつくっていますから、それに基づいて整備を順番にしていくと、管理整備をしていくということです。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今の回答でいうと、策定はもう既に終わっているということなんでしょうか。もう一度答弁を求めます。ちょっとわかりにくかったので。済みません。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今年度予算がついていまして、今年度と来年度でやることになっているのを議員さんご存じないんですか。これは何回も説明して、今年度の事業費に公共施設の管理計画、これも前から私は問題視したんですけども、これもご承知のように国が制度を決めてきて、必須になりましたから、今あらゆる施設を対象にして評価をした上で、今後、維持管理、更新がどういうふうにするのかという計画を今つくっています。これ、野洲市で物すごく重要な事業だと思っているんですけども、今年度事業です。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、その策定を待ってまた精査したいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

新野洲市立病院を建設するためには、本市では建設費用を確保するために地方債、市債を発行することが計画されております。発行に関して、現時点におけるおおよその発行総額、発行種別、発行年限、想定金利をお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 発行総額につきましては、約66億8,000万円でございます。発行種別は病院事業債ということになります。発行年限につきましては、建物本体については30年以内、それから医療機器については10年以内ということになります。それから、金利でございますが、現在の情勢では、資金区分、あるいは貸付条件の選択にもよりますけれども、建物につきましては0.4から1.2%、医療機器については0.2から0.4%程度であるというふうに想定をいたしております。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） この金利水準を計算したのはいつごろになりますか。いつごろの実勢レートで想定されたんでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） これは、金利の今現在での情勢ということで、それぞれ公的な財政融資ですとか、地方公共団体の金融機構ですとか、そうしたあたりの現在の固定金利あるいは変動金利、そういったことを参考にして、今、幅を持たせてお答えをさせていただいたということでございます。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

発行に関して、現段階における引き受け想定先をお伺いできますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 市債の引き受け先については、現段階では今も申し上げました公的資金、あるいはまた民間資金というものも想定をしておりますけれども、借り入れ時における貸し付け条件等をその時点で考慮をした上で決定をしまいたいというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

それでは、4番の質問に移らせていただきます。

引き受け先の銀行引き受けの一部を市民から直接資金をお借りする住民参加型市場公募地方債、個人向けの仮称野洲市立病院市民債の発行を提案いたします。

市債の借り入れ先については、従来は政府資金や金融機関が主流でしたが、政府が地方債市場活性化を推進していることから、近年資金調達の方法が非常に多様化しています。住民参加型市場公募地方債は、資金の使用用途を明らかにして公募することにより、地方債の購入を通じて市民の皆さんに市のまちづくりに参加していただくもので、地方債の新たな資金調達的手段として現在多くの自治体で発行されるようになっております。個人向け仮称野洲市立病院市民債を発行し、市民に建設費用の一部を負担していただくことにより、住民と行政が一体となって事業を進めていくことは、市民協働という観点からも収入確保という観点からも理想的な形と言えます。

小規模な自治体が市場公募債を発行するためには、費用等いろいろ難しい点もありますが、本整備事業に関しては病院建設に関して賛否が拮抗している状態、議会でも賛否が拮抗している状態であります。起債発行の計画立案に対する市民の反応を伺うだけでも需給の確認になり、価値があると思います。

千葉県のある市の例では、国債より低い利率で売り出した例もあり、市内の沼の環境保全を目的に発行総額2億円を募集したところ、10億円以上の応募があり、抽選で購入者を決めたとのことです。沼を守ろうという市民債の目的が多くの人に支持された格好で、住民が地域に目を向けるきっかけにもなりました。

病院整備事業に対し、さらに市民の関心も高まり、市債の購入を通じて市民は自分の出したお金で病院が建つと実感できます。直接引き受けについて上申しますが、市長にお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 住民参加型市場公募地方債の発行についてのご質問にお答えをします。

この制度は、先ほどのネーミングライツと一緒に、制度としては成立すると思いますし、否定はしません。ただ、幾つか課題があると思っています。

一般的には、今の住民参加型の地方債の場合、償還が長期にわたれない。大体5年ぐらいが前提になります。今回、病院事業というかなり大事業で、20年、30年を前提にしています。万が一、じゃあこれを5年何回か繰り返すのだったら、これはもうコストが見合いません。ですから、先ほど例を挙げられたようなことであれば、私はあり得ると思いますけども、病院というやはり基幹の事業に市民参加型を使うというのは、これはふさわしくない。金額の問題もそうですし、事業の性格もそうですし、償還年限からしてもそうだと思います。

それと、もちろん安い金利で借りてもらえる方がたくさんおられたらいいんですけども、起債というのは別の面から見たら厳然たる金融事業です。寄附とか募金とは全く違います。ですから、そこにこういう形でやるというのはいかがかなと思っています。

先般も、滋賀県の国体の会議があって、今年から、9年前から募金を始めるというので、私はちょっと懸念を表明したんですけど、普通は3年、まれに5年もあるんですけど、9年前から募金をすると。巨額を集めるという話で、代表の方は70億集めるとおっしゃいました。募金で。前回の国体は7億。それを70億集めると宣言されたんですけども、それよりはやはりきちっと施設の透明性を保って、絶対必要なものしか整備しないとやるべきではないかと言っていたんですが、病院もそうでした、市民の方には税金もいただく、そしてから起債という形で将来にわたって均等に負担いただくわけでした、そこに少し安い金利でいただくということが妥当なのかどうか、そういうものでは私はないと思います。むしろ、市場に競争性を持って問いかければ、一番安いところで応札してくれと。

これも野洲市は、私が市長になるまではある銀行が調整して、金利を案分して分け合っていたんです。今、野洲市は徹底的に公平性保って、条件を示して公共調達、市場調達をしていますから、結構安い金利で借りられていると思います。それよりも安い金利で市民の方に金利を設定した場合、実質的には市民負担を求めると。下手をすると、これ暗黙の強制も働きます。市民の皆さんが、これ実質寄附になるわけですね。だから、参画はありますがたいんですけども、私はたくさん買いましたよと、私はという話があるから、そういつ

たことからしても、私はこういう皆さんが使われる施設に市民参加型の公募債というのはふさわしくない。

最後にもう一つ。これによって、賛成か反対かのおっしゃいましたけども、もちろん病院に賛成の方はたくさん買っていただけるかわからないけども、病院に賛成でも買えない方がたくさんおられます。その声は拾えない。先ほどからも何人かの議員さんがおっしゃいました。今、日本は格差が広がっている。病院は欲しい。病院は賛成だけども、債券を買うなんていうのは、貯金でも厳しいわけですね。

思い出しましたが、きのうどなたかが兵庫県は介護保険の確認に預金通帳を見てないとおっしゃったけど、終わってからすぐ調べてもらったら、兵庫県もやはり預金通帳で調べているみたいです。

そこまでやっているんですけども、いずれにしても、そういう金融ビジネスをこういうことに関与させて市民の意思確認をするということは私は好ましくないの、ほかの事業でこういうことをやるんだったら私はあり得ますけども、病院に関しては一番正当な方法で、競争性と透明性を働かせた資源、財源調達をするのがふさわしいと思います。ちょっと、若干何か気楽に考えていただいているんじゃないかなというふうになって心配になりましたけど、以上、お答えといたします。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 幾つか僕は、今、市長答弁に対して反論がありますので、ちょっと発言させていただきますけど、まず5年満期の償還について。僕は、趣味の一つで日本国債もそうですね、あとは全国都道府県自治体の地方債、その発行価格を毎日見るような趣味がありまして、この地方債のことは多分市長よりは僕は勉強していると思うんですけど、まず5年満期の一括償還が主流とありましたけど、それは建物の今回の目的に対してある程度変動するものではありませんので、この病院事業の規模を考えれば、別に5年に限らず10年、それを超える長期債の発行を目的としても、別に僕は不都合はないと思います。

次に、公平性の入札等のことも絡めておっしゃっていると思うんですけども、金利については市場の需給によって決まりますので、それで公平性が阻害されるといったことはないと思いますので、今の答弁は地方債の仕組みからすると発言に対してはおかしいと思います。

僕自身は、市長が提出されているその収支計画に対して、あくまでも市民の皆さんがそ

の収支計画を信頼していて、償還計画に対して市長は自信を持っておられると思いますので、償還計画に対して市民の方が不安を持ってないことが前提ではあると思うんですけども、大多数の市民の方が新野洲市立病院の建設を望んでいるのであれば、例えば個人向け国債でも実際の購入金額が幾らから始められるかというのは市長ご存じですかね。それはちょっとわからないですけども、1万円から購入できるわけですよ。銀行の定期預金をちょっと1万円分解約してもらって、普通預金でも構いませんけども、それをこの個人向けの新野洲市立病院市民債に切り替えてもらえれば、そんな特に、何か市長の発言を聞いていますと、この市民債の購入が何か100万とか500万とか、それぐらいの単位で購入しなければならないと市民の方が誤解されることもあると思いますので、特に金額については小口から設定すれば全く僕は問題ないと思います。

そういった上で考えますと、個人向け野洲市立病院市民債を発行した場合、病院が欲しい方、本当に市長がご指摘のように本当に多いはずですから、僕は喜んで皆さん欲しいと、建設に向けて買いたいと、それはあくまでも先ほど前段で申し上げました収支計画が、市長の今出されている収支計画が予想外に悪化したりとか、償還計画に対して不安を抱くような方がいれば購入に際しては後ずさりすると思いますけど、目的に対して僕は大変意義のあることだと思いますが、再度答弁をお願いできますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき丁寧にその策はとらないという説明をいたしました。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。僕はこの債権の発行が仮に無事に行われれば、市民の皆さん以外にもこの市役所の職員さんも400人以上の職員さんがいらっしゃるわけですよ。当然市役所の職員さんが建設に対してどういう個人的な意思をお持ちなのかわかりませんが、年収がそこそこ職員さんは高い方です。1人当たり10万円でも購入していただければ、それだけでも大きい金額が集まると思います。その辺で僕は需要の、先ほどの質問でも需要の確認にも出していただだけでも価値があると申し上げたので、ちょっとお願いした次第ですが、現在は僕は賛否が拮抗している状態で、個人的な見解ですけども、66億円の資金調達のうち、最低でも10%ぐらい個人向け野洲市立病院市民債による資金を調達しなければ、やっぱり反対派の方も大勢いらっしゃいますから、大義名分が立たないと思ったので発言しましたが、その点に関しても、もう一度答弁を求めます。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 債権の再々質問にお答えをします。それと、さっき部長が60数億円と言いましたが、これは今の基本計画です。実際は、設計をして、その時点でもう一回確定をいたしますので、この数値というのはありません。

目的が何なのかがわからないんですね。例えば、60数億の一部だけとおっしゃった、これはコストが高くなるわけです。一括で競争して引き受けてもらった方がいいわけで、わざわざ分ければ、これは条件が悪くなるし、実際手間もコストもかかります。

市民の意思を問いたいというんだったら、これはやはり私前から言っていますように、可能な限り市民には情報をお渡しして、議論の場を設けてもらって、議会でお決め下さいと、そういうことを言っているわけで、拮抗しているから市民型の公募債で意思を確認するというのは、これは私は本来のものではないと思います。

それと、これもさっき言いましたけども、債券を買ったから賛成とか、債券を買ったからどうのこうのということが出てくるから、余計に私は危険だと思っています。

クリーンセンターのような基礎的なものと一緒なんですね。ただ、クリーンセンターの場合は、私は債権買ったから、私はたくさんごみを捨てに行く権利があるとかそんなこと言いませんけども、病院の場合はあまねく、必要とされる方がそのサービスを受けられるのに、そこに公募債で私は1万円です、私は10万円ですというのは、これはさっきのさっき言葉を思い出しました。肩たたきによってあらかじめやめておられたんですが、肩たたきが常習化されて、肩たたきがなくなってもどちらかが、パートナーがやめておられたわけですけど、それと同じように、そういう暗黙の合意ができてしまうので、いずれにしても市場調達で十分賄えるわけですし、一般的に考えたら安いです。合理的に資金が調達できます。

ですから、稲垣議員は市民の意思を問うためにわざわざ公募型債権をやろうとしておられるのか、資金調達でやろうとしておられるのか、あるいは市民がみずからつくった病院だという意思を確認するためにと。市民がつくったと言われたら、実際お金を貢献した人しか、安い金利でその分を買った人しか貢献したことにならないわけであって、あとの方は、さっき言ったようにネーミングライツと一緒に、税でも貢献していただいているのに、そこにたまたま債権でお金を貢献したということになるので、もうこれ以上言いませんけども、私は何回も言うように、病院事業で市民型の公募債でやることは好ましくないと思っています。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕は、購入しなかった方が貢献していない、そのようなことは一切思っておりません。市に住んでおられる方は全ての方が何らかの形で税を負担していただいているわけですから、回り回ってそのようなことを申し上げたつもりは毛頭ありませんので、申し上げておきます。

では次の質問に、5番目の質問に移らせていただきます。

新野洲市立病院の収支計画の見積もり会社に対する議員による照会、あるいは委員会または議会への招致の検討をお願いしたいと思いますが、その実施について市長にお伺いできますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 以前も申し上げましたように、受託を受けている専門企画会社、調査会社、いわゆるコンサルタントは市からの受託を受けているわけで、一般的にそこが表に出ているんなお話をするということは、これはないわけですね。委託を受けてやっているわけで、自分の意思で物はしゃべれません。

ただ、なぜそういうことを要望されるのかよくわからないんですけども、もしか議長が要請があれば、今後、今のこの精査業務を受託してくれている業者に協議をして、特別委員会なり全員協議会なりで必要な説明をそちらが求められるのであれば、当然私たちが同席した上になりますからね、そういう場でやってもらうことについては検討の余地があります。あとは議長がどういう判断して私どもに要請されるかどうか、そういう場を持たれるかどうか、そこにかかっていると思います。だから、私に言うより、まず議長に言ってもらった方が早いんじゃないかなと思います。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 私、なぜこのようなことを申し上げるかといいますと、今までの過程を見ますと、やっぱり市長側と議会側との信頼関係がやっぱり今現在相対的に満足いかない状態にあるのかなと今日の様子を見ても思います。

なぜ収支計画会社に来ていただきたいかといいますと、事業に対する説明に対して、やはりかなり難しい案件ではありますので、政策調整部の方も去年の人員と今年的人员を見ますと、去年の方が1人残って、それ以外の方は総入れ替えになっていますよね。やはり、そのような継続性に疑義を抱くような人員配置の状態でありますし、この間の市民ホールでの説明も聞いていましたけど、僕一番疑問に思ったのは、減価償却費の問題できのうも

坂口議員がご質問されていたと思いますが、原価償却を無視すれば2年目から黒字になると、あの説明もありましたけども、僕も簿記を勉強した程度ですのでそれほど詳しいわけではありませんけど、僕はあの説明を聞いたときに、これほど誠意と誠実さに欠けた説明は、僕は今まで39年生きてきてありませんでしたので、どうしてキャッシュフロー計算書もないのに2年目からキャッシュフロー、お金が回るといったようなことが発言できるのか、そこも僕は不思議でしょうがなかったです。やはりそういった点に関しても、繰り返し執行部に対し説明を求めますけども、満足いったような回答も得られませんし、特に今回は現民間野洲病院との実績等を反映させるといったようなこともありますけども、何か発言しますと、それは今の現民間野洲病院が言っているからと、そういったように済まされるようなところが多いと思います。

僕としては、やはりその収支計画を、組成を構成する段階での過程をどういう根拠で示したか、そういったことをやはり政策調整部の職員さんの方と話していると、やはりそれがその方が完璧にわかっていればいいと思いますけど、わかっていなければ、やっぱり伝言ゲームになってしまうわけです。

先ほど僕は地方債のことも話しましたが、僕その地方債のことをやはりかなり勉強するのが好きなもので、購入することもあるんですけども、僕は多分20代の金融マンの方よりは詳しく勉強しているつもりなんですけども、その方に聞いても、やはりわからない方に聞いても、こちらの質問の意図と違ったように回答されることもあるわけです。だから僕、詳しいことを聞くとき、やはり運用会社の方に直接電話して聞くことがあるんですけども、それと同じように、不満足な現状での説明を考えますと、収支計画会社さんに対して直接聞き取りを行うというのは必要なことだと思います。

今、議長の要請があれば応じていただけるということではあったんですけど、それは、基本的に契約書にないことだと思うんですけど、どのような根拠、約款、契約条項で議長の要請があればするという事なんでしょうか。それは補正予算を組まれるということまで理解してよろしいんでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） だんだんだんだん変なすき間へ入っていつているんじゃないですか。何を聞きたいのかわかりませんよ。

昔のことを蒸し返すつもりないですけど、あなたは3年ほど前だったか、何か45問ほど質問して、そのときだったか、ちょっとそれも記憶確かじゃないから、何かこの場で…

…。

○2番（稲垣誠亮君） 54です。

○市長（山仲善彰君） 54問ですか。その場で元野洲病院の事務長が何かこの計画には無理があつてうまくいかないと。野洲病院の事務長さんだったら議会の場に来てもらってきちっとお話をいただきたい、ぜひ教えていただきたいと私お願いしましたよね。そうしたら、約束されましたよね。その後二転三転して、結局矢野議員が委員長のときだったですけれども、矢野議員は物すごく温厚な方ですから、結局うやむやに配慮されましたよね。

そういう実績があるのに、コンサル会社呼びなさい呼びなさいと。だから私言ったじゃないですか。新たなお金は何も要らない。だから、私どもがいるときに日を合わせていただいたら、こちらへの説明で出てきたときに、何も逃げも隠れもしないで、こちらの説明の日とうまく日を合わせてもらったら、何も追加計上私要らないと思っていますから、市民の税金わざわざそんなところに使ってほしいんですか。補正予算組めとか言っているんですけれども。もっと前向きな話をぜひしたいですね。

それと、何かさっきぼそぼそと言われたの、よくわかりません。何か議会との信頼関係がないないとおっしゃっている。私は信頼関係はあるけれども、緊張関係はあると思っていますけれども、信頼関係はきちっとあった上で、本当は私もついついかつかするから、誠心誠意答えてしまうんですけどね。絶対流さない。だから、そちらも信頼関係がないという前提で質問されるからそうなるんですよ。いつぞやの部長会議で私言いましたけれども、物事は理解する必要あるんですけど、頭から理解しようとしらない人は絶対理解できません。正面向き合って、試合の成立と一緒にですよ。フィールドに臨んで、試合をしようと思ったときにマッチングできるわけであって、頭から理解をしないでおこう、議論しないでおこうという人にはこれは成立しない。

それと、きのうの坂口議員のことをおっしゃたから、あえてちょっと言いますが、何かいっぱい長いこと文章を読んでおられたんですけれども、キャッシュフロー計算書というのは何を言っておられるのか、その決算のときの損益計算書、そして貸借対照表、そしてキャッシュフロー計算書というのもありますよね。説明事項がある。そのキャッシュフロー計算書のことを言っておられるのだったら、これは事業してからしか出てきませんよ。決算、事業して決算しか……。

○2番（稲垣誠亮君） それのことです。

○市長（山仲善彰君） 事業もしてないのに、今はまだフィージビリティ一段階ですよ。

今、何を出しているかといったら、簡単な話なんですよ。病院をつくります。そのためには設備投資にこれだけ要ります。装備にこれだけ要ります。これは貯金でやるわけじゃないから、一部自己資金もありますけど、大方はさっき申し上げた借金、起債をするわけですね、制度にのっとって。そうしたら、これを20年とか30年で返していくわけですね、均等に。当然そこには金利が出てきます。これはマイナスの方なわけじゃないですか。そのかわり、ピカピカの病院が資産として入ってくるわけですよ。だから、私たちは赤字じゃないと言っているわけですよ。バランスシートは成り立っているわけです。ただ、年がたてば古くなるから、それは制度上減価償却費で積んで、いつもピカピカの状態にしておくというのがバランスシートの感じだから、金は動かないけども積むから、そこが出てくると言っているわけです。

だから、キャッシュフロー書もないとおっしゃるんですけど、キャッシュフロー書はないわけですよ。だから、今やっているのは初期投資に対して病院でどれだけ収益が上がるのか、そしてあと必要になるのは維持管理費、光熱費、そして人件費なわけですね。薬品費とか。これを引いていくと、その年のいわゆるプライマリーバランスがどうなるかが出てきます。その時点では、黒になるわけですよ。ただ、減価償却で当初は引いていかないといけないから、計算上は、そこは赤字になります。ただ、減価償却が終わった後は、今、シミュレーションしているのでもいい、患者さんが来ていただいて医療収入があるのと、そしてから市の法定内の持ち出しと、そして国からの交付金を入れていくと少しずつ水は上になっているわけです。この水の上になった分の一部から初期投資を返していくわけですよ。ですから、この返していく金額が今、当初の建設費よりふえているので、15年から16年かかるというのを示しているわけで、何のごまかしも私ないと思います。

これいつも言っているように、皆さん方が車を買ってローンをやるのとか、お家建てるのと全く一緒です。2,000万で土地と建物で家を買った。これを20年のローンを組んだら、当然毎年返していきますけども、だから自分の収入より少しオーバーの部分で返していつているからであって、でもお金を返すというのは穴があいているから返すわけですね、借金をしているから。だから、今回は当然現時点の情報でいわゆるシミュレーションしてますから、今、精査をしていますけども。事業をしているわけじゃないので、キャッシュフロー計算書なんて、これは出ないと私は思います。事業をやっていないから。

ただ、今言っているのは、お金が回るかどうかを、キャッシュフローが回るかどうかといったら、収入と支出と借金の返済からすると、その部分は上がってくるということ

す。

きのう野並議員が基金がふえているとおっしゃったでしょう。今までは、合併する前よりも今いいわけですよ。きちっと、私、野洲市はバケツの底があいているじゃないかと言った。今、バケツの底があいているのは基本的に今全部埋まっています。あと、まだ埋まっていないのは土地開発基金です。まだちょっと職員さん忙しいから計算してくれないから。竹ヶ丘のときに5,000万あいていた。返しましたよ。これが今の野洲市の現状なんだから。今、順番にそこは埋めていっているつもりです。ますますよくなります。一応私、役割で湖岸開発の社長をしているので、経営者でもあります。

だから、何を示せとおっしゃるのか。事業もやってないのにキャッシュフロー計算書というのは、つくろうと思ったらくれますけど、大した意味はないですよ。今のシミュレーションで、計画で、絶対うそはついてない。ごまかしてません。

おとといの新聞にも20年赤字という記事が載っていましたが、だから皆さん方が反対されたって、事実と全く違うじゃないですか。1月29日の評価委員会で私が納得しないけども、とりあえず出したのは20年だったんですけども、その後で、最終的には16年になっているのに、20年赤字だから議会の皆さんが反対されて、再々修正して16年に変えてあると。こんな報道がされるような時代というのは、本当に不思議ですね。稲垣議員のご質問聞いたらわからなくてもいいんですけども。

以上、お答えとします。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕は、常に前向きな質問をしていて、今の収支計画会社さんがわざわざ無料で来てくれるのかなと、そういうふうになんかちょっと思ったんですけど、来てくれるということなのでわかりましたけども、来ていただいた際には、委員会室等で会議すると思うんですけど、執行部の方はその場に同席されずに、議員と収支計画会社、その間だけで話し合いの場を持っていただきたいと思っているんですが、再度答弁を求めます。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと意味がわかりませんが、公開の会議でしょう。

○2番（稲垣誠亮君） いや、公開とは必ずしもないと思います。議員側と収支計画会社との協議の場を持ってほしいと言っただけです。

○市長（山仲善彰君） びっくりしますよ、これ。野洲市議会というのはそういうことですか。私、さっきちょっと遅れて来たけども、なぜ遅れて来たのか。私部屋で待っていた

んですよ。もちろん来客があったけれども。

○2番（稲垣誠亮君） いや、そんなこと聞いていません。

○市長（山仲善彰君） 違う、違う。何か変な感覚が。もちろん同席しなくてもいいけども、公開だから同じことじゃないですか。だから、業務で来てもらうんだったら、市の協議とかの機会にしてもらえれば、実質負担がないから頼もうと思っている。それなのに、コンサル会社だけを密室に議員さんに入って、何か聞こうという発想自体が、これは今その仕組みで考えているあたりが信じられない。野洲市議会というのはそういう場所かと思われませんか。あり得ないですよ。公共の場で、公務に携わっている、今、受託会社というのは公務に携わっているわけですよ。そういう人たちだけで。私たち外して、何も私同席しなくても構わないんだけど、公開の場でもないとおっしゃったから、そういう場でコンサルタント会社に話す機会を、あるいは質問する機会をつくってくれと言われたら、これは私は無理ですと言います。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 私は、やはりその収支計画会社の方も野洲市から契約でお金をもらっている立場上、なかなか本音で話しづらい部分というのは僕はかなりあるとは思いますが。やはり、同席してない場では本音の部分をしゃべっていただけると思いましたので、その辺でちょっと僕は申し上げました。

では、次の質問に移らせていただきます。

急激な建設費の高騰、給与費の逡増傾向などの適切な見込みについて、どのような時系列上での時点での判断をもとにされているのかお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも何回も説明しましたし、先般の市民との懇談会でも説明しました。そして、今も言いました。初期投資については、今、施設については具体的な数値がないので、制度上の数値で国・総務省が起債を認めるに当たって基準にしている平米単価36万円でやっています。

そしてから、あと人件費については、前のは私も納得していなくて、ぜひやってほしいと言ったんですが、できていないので、今回はできるだけ立体感を持たせてお医者さんの人数とか看護師さんの人数、そして医療関係者の人数が決まっているので、ある程度年齢構成を構成して給与を出して、その給与を出していくと、人件費として充てる。そして、あと薬剤費とかそういったことについても、現時点で制度上、あるいは実態でわかるもの、

そしてそこに野洲病院の直近の実績を入れてはじき出していくと。

さっき言いましたように、事業をやった結果じゃないから、見込みですから、ぴったり合うはずはない。だから、最大限客観的な資料を使ってそこを想定していくということです。

人件費は、これはふやしていませんけども、基本的には年上の人が退職して若い人が入ってくる。当初の立ち上げも大学出たての先生ばかりじゃないわけですから、当然ベテランも入れるので、年齢構成が変わることによって給与体系は変わらないというのは通常ですから、人件費については変えていません。

ただ、いわゆるベースアップとか、これについてはわからないですね。今、少し上がっているけれども、実態賃金がどうなるかはわからないので、実質は年齢構成で見た給与が推移するという前提でやっています。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 済みません。先ほどちょっと漏れたんですけど、市長から事務長の件もされましたけど、僕は言ったんですよ。来てくれるようお願いしました。結果として来ていただけなかったわけで、何か僕がお願いしていないみたいな言い方で思われたりしたら困るので、それだけは申し上げておきます。出てきてくれないんです。

次に、キャッシュフローの件ですけども、市の広報にも市民の説明のときにも、やらなければわからないとおっしゃっているようだったら、キャッシュフローが2年目から黒字で回りますというのは、何か相反することで、市民にうそついていることだと思うんですけど、それ訂正して、広報で再度訂正する必要があると思いますが、あの説明では市民の方が誤解されるんじゃないでしょうか。再度答弁を求めます。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと質問の意味がわからないのと、その先に稲垣議員は本当に矛盾していますよ。稲垣議員は来てもらいますと言ったわけです。2回私確認しました。さっきのコンサルタントの話と矛盾しているじゃないですか。必要だったら、議会と呼ばれたら、あのときも議会に来てもらいましょうということだったから、必要だったら調査費で人件費、出張旅費出したらいいわけで、拒絶をされるんだったら……。

○2番（稲垣誠亮君） 出張費って何ですか。

○市長（山仲善彰君） さっきの元野洲病院事務長ですよ。断られてあれだったら、その程度だったらその程度なんです。そうしたら、言わなかったらいいんですよ。自分で来て

もらうと約束をされたから私言った。こんなこと、どうでもいいんですけどね。今さっきのコンサルタントを密室で呼びたいというような議論に入りそうだったから、私、変なところに入っていきますよと言ったわけで、今のご質問で何を訂正せよと言っているのか、当初の減価償却は除いてキャッシュフローは回りますよとあって、きちっといわゆるディスクレマーという断りをつけていますから、何もうそはついていません。可能な限り、全部ごまかさないで開示をしているつもりです。

先般もある公立病院の事務長だと思うんですけども、よく知っているから、野洲病院の状況を。そうしたら、市長、そんなもの簡単に計算しておいたらいいんじゃないですかと言っていました。

だから、表向きはうまくいっているようでも、実際はわからない。私の場合は、絶対ごまかさない、うそをつかないでやろうと思っているからやっているわけで、だから、キャッシュフローについては、今言ったようにお金の構成だけでも減価償却という、そこは必須で積んでいく、落としていかないといけないから、その重荷があるから最初は実質はそこは問題あるけれども、病院の健全経営としては回りますよということを言っているわけですね。だから、問題があるんだったら皆さんご指摘をされたらいいわけであって、何も訂正とかそういう話ではなくて、議論なわけですから、きちっと私は断り書きがついた上での情報開示だと思っています。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕は事務長の件、こんなん話してもしようがないですけども、僕はあのときは来られるかどうかわかりませんがお願いしてみますと僕は議場の場で言ったので、連れてくるとは言ってません。これは議場の記録を読み返していただければ間違いないと思いますので、誤解のないように言っておきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

新野洲市立病院整備に伴う現民間野洲病院を更地にする際の取り壊しに際し、解体費用が発生することになりますが、現民間野洲病院の本整備事業の附随資料として添付されていないのは、解散時に新たな税金を投入せずに済む資産超過となる考えからなのかお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現野洲病院の解体に係る経費ですけど、これは前から言っていますように、これは民間病院に契約上は野洲市が更地をお貸ししているということですから、

野洲病院が解体して戻されるということになっています。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 肝心なところになると、やはり民間のことだからという話になってしまうんですけど、市民集会は野洲の広報で耐震補強が不合理な理由として補強費用、休業による損失費用を上げられていたと思うんですけども、やはりそれを主張するのであれば、仮にこれが債務超過によって全体の解体工事費というのは恐らく相当な、5億から10億の間ぐらいな金額が必要なんではないでしょうか。市の税金で負担することになるのであれば、それも説明した上で併記しないと、やはり市長のお好きなフェアプレーに欠ける行為だと思うんですが、再度答弁を求めます。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 民間だからといってごまかしているわけと違って、民間の事業に土地を貸しているわけですから、これは民間が責任を持って更地で返されるから、その費用が入っていないと言っているわけで、こんな議論のすりかえというのは本当に、まさに私信頼してしゃべったんですけども、何か言い捨て、切り捨てみたいな話じゃないですか。借りた人がきちっと更地にして返すから、その経費は、野洲市は見てませんよと、そう言っているわけで、何も民間だからとごまかしていません。

それと、それが幾らかかるとかというのは、もう何か本当に情けなくなりますね。

（「市長、いいわ、もう」の声あり）

○市長（山仲善彰君） 野洲病院の財政に絡むんですよ。バランスシートからいったら負債なんです。老朽化した建物の解体費というのは、潜在的なマイナス要因です。これを明らかにするということは、じゃあほかのマイナス要因は何があるんかという話が出てきます。

私は、4年前からそこには触れられないですよ。限界がありますよと。だから、昭和60年に9億円ポケットマネーで貸して、まだほとんど返ってない。このしがらみの中で、今、作業をしているわけですし、私いつも例で言っていますけども、シェークスピアのベニスの商人。肉は渡すけども血は出したらあかんと言って、最後に詰まってしまったでしょう。そういうパターンが一番多い。肉を差し出すといたら、潜在的には血も流れるということなんだけど、お肉は渡すと言ったけども、肉と言うと、シェークスピアの古典だからあえて言いますけども、血は入っていないからといって、そこで肉もとれなくなったわけですけど、そういうことで、今の野洲病院の解体費というのは、今、野洲病院全体の

経営の中で見られるものであって、だから野洲病院の清算処理費の中で見られるものだから、今、野洲市がそれが幾らかかるとか、そういうことを言うわけにはいかない。それがわからないんだったら……。

○2番（稲垣誠亮君） わかりますよ、そんなこと。

○市長（山仲善彰君） それだったら質問しなかったらいいんじゃないですか。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕はそんなことはわかっていますよ。仮に債務超過であれば、市民の税金が5億から10億新たに発生するので、その辺のことを心配して申し上げているんです。その辺の把握は、市長としてどのようにお考えなのか、再度答弁を求めます。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、建物の解体だけじゃなしに、野洲病院はさまざまの負債と資産を持っています。その中の一部だから、解体費用だけを取り出してどうのこうのというものではないし、現時点で野洲病院の解体費用を野洲市が積算するようなものでもないと思っています。ただ、そういう要素があるということは当初から開示をしています。そういう要因があるということは。これが今の現時点の野洲市が出せる情報の最大限のところだと思っています。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） はい、わかりました。答弁ありがとうございました。少なくとも、僕自身も含めて、野洲政風会各人そうですけども、市内に病院は絶対に必要だと、地域医療は必要だと、一人ずつ確認したわけではありませんけど、僕はそう思っていますし、ほかのメンバーもそう思っていると思いますので、それを発言した上で次の質問に移らせていただきます。

では、次は野洲市民マラソンの実施についてお伺いいたします。

本市において、誰もがいつでも身近にスポーツに親しみ、市民一人一人が生涯にわたって健康で活力に満ちた生活が送れる生涯スポーツの普及に取り組んでいる点ではどのようなものが挙げられるかお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 生涯スポーツ普及への取り組みにつきましては、市と、市が委嘱をしておりますスポーツ推進委員さん及び市体育協会、また各学区の体育振興会が連携をしながら各種大会の開催や、また市民のスポーツ参加の拡大を図るため、ニュースポ

ーツの普及やスポーツ講習会、また研修会を開催しております。ほかに、総合型地域スポーツクラブでは、気軽に活動できる各種の教室を開催し、またスポーツ少年団活動も実施しております。

さらに、市のスポーツ施設に加えて、市立の小中学校体育施設を、学校教育に支障のない範囲の中で市民のスポーツ活動等に開放することで、身近にスポーツに親しめる環境づくりに努めているところでございます。

以上、回答とします。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 次、市民マラソンを実施することは、市民の健康増進に寄与するだけでなく、観光誘致や観光振興の誘致、さらには野洲市の知名度アップにもつながっていくと思います。地域の活性化、また青年、若者の自己表現の場としても期待できます。また、大都市に限らず、同規模の市町村でも行われることであります。他都市から多くのランナーを迎え、マラソンを実施してはどうかと考えますが、市長にお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の市民マラソンについてのご質問にお答えします。

ご指摘のとおりです。

○議長（梶山幾世君） 稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕も市長と一緒にマラソンしたいので、どう思われているかわかりませんが、僕は市長が大変好きなので、ぜひ実施に向けて検討いただけたらと思います。

では、最後の質問に移らせていただきます。

野洲市の小中学校における平和学習についてお伺いいたします。

学校教育における平和学習についてですが、戦後70年が過ぎ、戦争体験者がますます高齢になり、しかも人口が少なくなっております。日本の人口の8割は戦後生まれであり、いわゆる戦争を知らない世代です。

幸いにして、平和の時代に生まれた多くの私たちは、社会の中で生きていくさまざまな困難を……。

○議長（梶山幾世君） 稲垣議員、時間が参りましたので、発言をやめて下さい。以上で終わって下さい。

○2番（稲垣誠亮君） 平和学習についてお伺いします。済みません。

○議長（梶山幾世君） 今、発言途中で最後まで言っていませんので、ちょっと答弁まではいきませんでしたので、ご了解いただきたいと思います。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

○議長（梶山幾世君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明5日から9月17日までの13日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、明5日から9月17日までの13日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る9月18日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午後3時47分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年9月4日

野洲市議会議長                      梶山 幾世

署名議員                              鈴木 市朗

署名議員                              矢野 隆行